

施策事例シート

事例① 「江戸川区みどりの基本計画」	1
施策事例①-1 樹木の伐採行為の届出制度の検討	2
施策事例①-2 保護樹のPR等の充実	2
施策事例①-3 保護樹管理へのボランティア活用	2
施策事例①-4 農の風景育成地区の指定（※東京都制度）	2
施策事例①-5 区民農園の充実	3
施策事例①-6 ふれあい農園の促進	3
施策事例①-7 体験型農園の整備	3
施策事例①-8 学校農園の拡大	3
施策事例①-9 自然に配慮した環境整備	4
施策事例①-10 河川における自然、生態系の保全	4
施策事例①-11 親水公園や親水緑道における自然性の向上	5
施策事例①-12 河川の水質改善	5
施策事例①-13 水と緑のコミュニケーションサイトの整備	6
事例② 「なごや緑の基本計画 2020～緑と水の豊かな自然共生年を目指して～」	7
施策事例②-1 保全配慮地区における事前協議制度の創設	8
施策事例②-2 環境保全型農業の推進	8
施策事例②-3 緑化地域制度の推進	9
施策事例②-4 市民緑地の指定・継続	9
施策事例②-5 協定制度等の活用	10
施策事例②-6 都市計画等の制度の活用	10
事例③ 「枚方市みどりの基本計画」	11
施策事例③-1 近隣市との連携体制の強化	12
施策事例③-2 関係各課を横断した庁内連携組織の継続的な開催	12
施策事例③-3 多様な主体のプラットフォームづくり	12
施策事例③-4 市民がみどりに親しめるイベントの開催や表彰制度の創設検討	12
事例④ 「神戸市緑の基本計画 グリーンコウベ 21 プラン」	13
施策事例④-1 市民公園制度	14
施策事例④-2 ふれあい市民緑地制度	15
事例⑤ 横浜市（横浜みどりアップ計画）	16
施策事例⑤-1 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設	16
施策事例⑤-2 市民が農を楽しみ支援する取組の推進	17
施策事例⑤-3 地域緑のまちづくり	18
施策事例⑤-4 建築物緑化保全契約（基準以上の緑化に対する固定資産税の軽減措置）	19
施策事例⑤-5 市民の理解を広げる広報の展開	20
施策事例⑤-6 横浜市公園施設点検マニュアル	21
施策事例⑤-7 開発事業に伴う緑化及び公園等の協議について	21
施策事例⑤-8 公開性・視認性の高い緑化への補助	22

事例⑥ 柏市	23
施策事例⑥-1 遊休地活用のしくみ（カシニワ制度）	23
事例⑦ 兵庫県	24
施策事例⑦-1 県民まちなみ緑化事業（一般緑化）	24
施策事例⑦-2 緑のパトロール隊の設置	26
施策事例⑦-3 花緑団体中間支援等活動支援事業（中間支援活動部門）	26
施策事例⑦-4 尼崎 21 世紀の森づくり協議会	27
事例⑧ 墨田区	28
施策事例⑧-1 小中学校、児童館、保育園などとセットで公園の整備を進める	28
事例⑨ 茨木市	29
施策事例⑨-1 緑の相談	29
事例⑩ 大阪市	30
施策事例⑩-1 グリーンコーディネーター制度	30
施策事例⑩-2 緑視率調査	31
事例⑪ 大阪府	32
施策事例⑪-1 みどりのまちづくり賞（愛称：大阪ランドスケープ賞）	32
施策事例⑪-2 大阪府生物多様性センターにおける活動支援	33
施策事例⑪-3 寝屋川公園における環境にやさしい公園の取り組み	34
事例⑫ 所沢市	35
施策事例⑫-1 公共施設緑化ガイドライン	35
事例⑬ 河内長野市公園緑化協会	36
施策事例⑬-1 河内長野パーク&グリーンライフ	36
事例⑭ 東京都	37
施策事例⑭-1 パークマネジメントマスタープラン/公園別マネジメントプラン	37
施策事例⑭-2 平成 26 年度街路樹診断マニュアル 東京都建設局公園緑地部	38
事例⑮ 名古屋市	39
施策事例⑮-1 名古屋市公園経営計画の策定	39
事例⑯ 名古屋市	40
施策事例⑯-1 Park-PFI 制度の活用 久屋大通公園整備運営事業提案公募設置等	40
事例⑰ 札幌市	42
施策事例⑰-1 「札幌市公園整備方針」（案）の策定	42
事例⑱ さいたま市	43
施策事例⑱-1 公共用地における樹木等の管理ガイドライン	43
事例⑲ 八尾市	44

施策事例⑱-1 さくら基金.....	44
事例⑳ 吹田市.....	45
施策事例⑳-1 花とみどりの情報センター.....	45
事例㉑ 福山市.....	46
施策事例㉑-1 バラのまちづくり.....	46
事例㉒ 京都市.....	47
施策事例㉒-1 公園施設等におけるネーミングライツの導入.....	47
事例㉓ 富山市.....	48
施策事例㉓-1 街区公園コミュニティガーデン事業.....	48
事例㉔ 芦屋市.....	49
施策事例㉔-1 芦屋市における公園での地域コミュニティ活動事例.....	49
事例㉕ 国土交通省大和河川事務所.....	50
施策事例㉕-1 魚のすみやすい川づくり.....	50
事例㉖ その他（民間企業等）.....	51
施策事例㉖-1 アーモンドフェスティバル.....	51

事例① 「江戸川区みどりの基本計画」

自治体名	江戸川区																																																		
策定年度	平成 25 年 4 月																																																		
現況特性	<p>■区域人口 674,944 人（平成 25 年 4 月）</p> <p>■区域面積 約 4,900ha</p> <p>■緑地の状況 農地（生産緑地）=38.45ha、公園=465 箇所、358ha（うち 1,000 m²以下が 51%、1ha 以上が 6%）、一人あたり公園面積 5.30 m²</p> <p>■みどりの特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約 350 本の保護樹、約 3,000 本の民有地の大径木が存在するが、減少傾向かつ管理が行き届いていない。 ・農地は毎年減少、過去 10 年で 3 割減。 ・親水公園が 5 路線（9.6km）、親水緑道が 18 路線（17.7km）整備され、水と緑のネットワークを形成している。河川（荒川、江戸川）の広大な河川敷はスポーツレクリエーションの場として利用、また、希少な在来種の生息場所となっている。 ・公園面積は都内トップクラスだが、歩いていける身近な公園が不足している地域が存在している。 ・都立公園を除くと地域の拠点となるような広面積の公園が少ない。 																																																		
将来像・基本方針	<p>■みどりの将来像 『水・緑、ともに生きる豊かなくらし』</p> <p>■実現に向けた基本方針</p> <p>基本方針 1 みどりを守る 基本方針 2 みどりを育む 基本方針 3 みどりを創る</p>																																																		
施策体系	<p>■施策の体系（方針－施策の柱－施策）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>1. 施策の体系</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e0f2f1;">将来像</th> <th style="background-color: #e0f2f1;">方針</th> <th style="background-color: #e0f2f1;">施策の柱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; text-align: center;">水・緑、ともに生きる豊かなくらし</td> <td>1) 貴重な緑を守ります</td> <td>(1) 大径木や樹林地の保全と活用 (2) 樹木、樹林地所有者への支援</td> </tr> <tr> <td>2) 農を守り活用します</td> <td>(1) 農地の保全と活用 (2) 営農への支援 (3) 農とのふれあいの機会の充実</td> </tr> <tr> <td>3) 水の恵みを守り活かします</td> <td>(1) 水辺の緑の保全 (2) 水環境の保全</td> </tr> <tr> <td>4) みどりの運動を広げます</td> <td>(1) ボランティアの発掘と育成 (2) みどりの活動の支援</td> </tr> <tr> <td>5) みどりの意識を高めます</td> <td>(1) 学校教育との連携 (2) 学び、考える機会の充実 (3) 園芸福祉との連携</td> </tr> <tr> <td>6) 身近な公園を充実させます</td> <td>(1) 歩いて行ける公園の充実 (2) 既存公園のリフレッシュ</td> </tr> <tr> <td>7) 拠点となる公園を整備します</td> <td>(1) 地域の拠点となる公園の整備 (2) 都立公園の整備</td> </tr> <tr> <td>8) 災害から暮らしを守る公園を整備します</td> <td>(1) 公園の防災機能の充実</td> </tr> <tr> <td>9) 公共用地や民有地の緑化を進めます</td> <td>(1) 公共用地の緑化推進 (2) 民有地の緑化推進</td> </tr> <tr> <td>10) みどりのつながりを広げます</td> <td>(1) 街路樹や緑道等の拡充</td> </tr> <tr> <td>11) 緑豊かな水辺を創ります</td> <td>(1) 河川景観の向上 (2) 水辺利用の促進</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="width: 45%;"> <p>2. 施策の内容</p> <p>基本方針 1 みどりを守る</p> <p>1) 貴重な緑を守ります【方針 1】 貴重な大木や名木、良好な樹林地などを守るために、以下の施策を進めます。</p> <p>（貴重な緑を守る施策の柱）</p> <p>(1) 大径木や樹林地の保全と活用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">01</td> <td>保護樹の指定による古木、名木の保護</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">実施主体 区、区民 拡充</td> </tr> <tr> <td>02</td> <td>特別緑地保全地区や保護樹林の指定</td> </tr> <tr> <td>03</td> <td>樹木の伐採行為の届出制度の検討</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>(2) 樹木、樹林地所有者への支援</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">04</td> <td>保護樹の P R 等の充実</td> </tr> <tr> <td>05</td> <td>保護樹管理へのボランティア活用</td> </tr> <tr> <td>06</td> <td>維持管理への支援</td> </tr> <tr> <td>07</td> <td>所有者側からの樹木、樹林地保護の P R</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>(1) 大径木や樹林地の保全と活用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">01</td> <td>保護樹の指定による古木、名木の保護</td> <td>実施主体 区、区民 拡充</td> </tr> </table> <p>現在、保護樹に指定されている樹木について、その指定を継続し保全します。 また、現在保護樹に指定されていなくても、保護樹相当の大径木や名木については、保護樹の新規指定を目指します。</p> <p>☞ 主な関連施策：02、04、05、06、07</p> <div style="text-align: right;">  <p>保護樹</p> </div> </td> </tr> </table> <p>継続：これまでの取り組みを継続する施策 拡充：これまでの取り組みを拡充する施策 新規：今後、新たに取り組む施策</p> </div> </div>	将来像	方針	施策の柱	水・緑、ともに生きる豊かなくらし	1) 貴重な緑を守ります	(1) 大径木や樹林地の保全と活用 (2) 樹木、樹林地所有者への支援	2) 農を守り活用します	(1) 農地の保全と活用 (2) 営農への支援 (3) 農とのふれあいの機会の充実	3) 水の恵みを守り活かします	(1) 水辺の緑の保全 (2) 水環境の保全	4) みどりの運動を広げます	(1) ボランティアの発掘と育成 (2) みどりの活動の支援	5) みどりの意識を高めます	(1) 学校教育との連携 (2) 学び、考える機会の充実 (3) 園芸福祉との連携	6) 身近な公園を充実させます	(1) 歩いて行ける公園の充実 (2) 既存公園のリフレッシュ	7) 拠点となる公園を整備します	(1) 地域の拠点となる公園の整備 (2) 都立公園の整備	8) 災害から暮らしを守る公園を整備します	(1) 公園の防災機能の充実	9) 公共用地や民有地の緑化を進めます	(1) 公共用地の緑化推進 (2) 民有地の緑化推進	10) みどりのつながりを広げます	(1) 街路樹や緑道等の拡充	11) 緑豊かな水辺を創ります	(1) 河川景観の向上 (2) 水辺利用の促進	01	保護樹の指定による古木、名木の保護	実施主体 区、区民 拡充	02	特別緑地保全地区や保護樹林の指定	03	樹木の伐採行為の届出制度の検討	<p>(2) 樹木、樹林地所有者への支援</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">04</td> <td>保護樹の P R 等の充実</td> </tr> <tr> <td>05</td> <td>保護樹管理へのボランティア活用</td> </tr> <tr> <td>06</td> <td>維持管理への支援</td> </tr> <tr> <td>07</td> <td>所有者側からの樹木、樹林地保護の P R</td> </tr> </table>			04	保護樹の P R 等の充実	05	保護樹管理へのボランティア活用	06	維持管理への支援	07	所有者側からの樹木、樹林地保護の P R	<p>(1) 大径木や樹林地の保全と活用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">01</td> <td>保護樹の指定による古木、名木の保護</td> <td>実施主体 区、区民 拡充</td> </tr> </table> <p>現在、保護樹に指定されている樹木について、その指定を継続し保全します。 また、現在保護樹に指定されていなくても、保護樹相当の大径木や名木については、保護樹の新規指定を目指します。</p> <p>☞ 主な関連施策：02、04、05、06、07</p> <div style="text-align: right;">  <p>保護樹</p> </div>			01	保護樹の指定による古木、名木の保護	実施主体 区、区民 拡充
将来像	方針	施策の柱																																																	
水・緑、ともに生きる豊かなくらし	1) 貴重な緑を守ります	(1) 大径木や樹林地の保全と活用 (2) 樹木、樹林地所有者への支援																																																	
	2) 農を守り活用します	(1) 農地の保全と活用 (2) 営農への支援 (3) 農とのふれあいの機会の充実																																																	
	3) 水の恵みを守り活かします	(1) 水辺の緑の保全 (2) 水環境の保全																																																	
	4) みどりの運動を広げます	(1) ボランティアの発掘と育成 (2) みどりの活動の支援																																																	
	5) みどりの意識を高めます	(1) 学校教育との連携 (2) 学び、考える機会の充実 (3) 園芸福祉との連携																																																	
	6) 身近な公園を充実させます	(1) 歩いて行ける公園の充実 (2) 既存公園のリフレッシュ																																																	
	7) 拠点となる公園を整備します	(1) 地域の拠点となる公園の整備 (2) 都立公園の整備																																																	
	8) 災害から暮らしを守る公園を整備します	(1) 公園の防災機能の充実																																																	
	9) 公共用地や民有地の緑化を進めます	(1) 公共用地の緑化推進 (2) 民有地の緑化推進																																																	
	10) みどりのつながりを広げます	(1) 街路樹や緑道等の拡充																																																	
	11) 緑豊かな水辺を創ります	(1) 河川景観の向上 (2) 水辺利用の促進																																																	
01	保護樹の指定による古木、名木の保護	実施主体 区、区民 拡充																																																	
02	特別緑地保全地区や保護樹林の指定																																																		
03	樹木の伐採行為の届出制度の検討																																																		
<p>(2) 樹木、樹林地所有者への支援</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">04</td> <td>保護樹の P R 等の充実</td> </tr> <tr> <td>05</td> <td>保護樹管理へのボランティア活用</td> </tr> <tr> <td>06</td> <td>維持管理への支援</td> </tr> <tr> <td>07</td> <td>所有者側からの樹木、樹林地保護の P R</td> </tr> </table>			04	保護樹の P R 等の充実	05	保護樹管理へのボランティア活用	06	維持管理への支援	07	所有者側からの樹木、樹林地保護の P R																																									
04	保護樹の P R 等の充実																																																		
05	保護樹管理へのボランティア活用																																																		
06	維持管理への支援																																																		
07	所有者側からの樹木、樹林地保護の P R																																																		
<p>(1) 大径木や樹林地の保全と活用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">01</td> <td>保護樹の指定による古木、名木の保護</td> <td>実施主体 区、区民 拡充</td> </tr> </table> <p>現在、保護樹に指定されている樹木について、その指定を継続し保全します。 また、現在保護樹に指定されていなくても、保護樹相当の大径木や名木については、保護樹の新規指定を目指します。</p> <p>☞ 主な関連施策：02、04、05、06、07</p> <div style="text-align: right;">  <p>保護樹</p> </div>			01	保護樹の指定による古木、名木の保護	実施主体 区、区民 拡充																																														
01	保護樹の指定による古木、名木の保護	実施主体 区、区民 拡充																																																	
目標設定	<p>■みどりの目標</p> <p>「みどりを守る」目標 農地（生産緑地）の面積の確保、保護樹の本数の確保</p> <p>「みどりを育む」目標 緑化の推進に満足している区民の割合の増加、アダプト活動加入者数の増加</p> <p>「みどりを創る」目標 身近な公園の充足率の増加、公園整備に満足している区民の割合の増加</p>																																																		

施策事例①-1 樹木の伐採行為の届出制度の検討

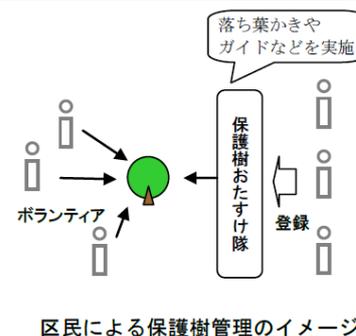
施策実施の背景・目的	所有者の高齢化や開発等による保護樹や民有地の大径木が減少傾向であり、今後も減少が懸念される。 →区民が身近に緑を感じることでできる貴重な場所であり、本区の歴史を物語る存在として、保全や管理のための施策を強化。
内容	一定規模以上の樹木を伐採する計画に対して、伐採届けによる保存の協議や近隣地域への説明、住宅等整備基準条例と連動した大径木植栽を行うなどの樹木伐採行為の届出制度の導入を検討します。

施策事例①-2 保護樹のPR等の充実

施策実施の背景・目的	※「施策事例①-1 保護樹のPR等の充実」と同様
内容	これまでも看板の設置によるPRを実施していますが、保護中の歴史や社会的価値を周知する保護樹木看板や受命版の充実を図ります。 また、区の広報や緑のイベント、学校教育の場など、あらゆる機会を通じて、地域住民や次世代を担う子供たちへ保護樹への理解の浸透と郷土愛の醸成を図ります。

施策事例①-3 保護樹管理へのボランティア活用

施策実施の背景・目的	※「施策事例①-1 保護樹のPR等の充実」と同様
内容	地域の歴史を伝える資源を区民と協働で育成していくため、ボランティア導入やサポーター制度などの体制づくりを検討します。また、「保護樹発見ツアー」を開催するなど、保護樹を守る活動を広く伝えるイベントを開催します。



施策事例①-4 農の風景育成地区の指定（※東京都制度）

施策実施の背景・目的	農業者の高齢化や後継者不足、都市化の進行などによる農地の減少が続く。 →土と親しむ農のレクリエーションの場、災害時の貴重なオープンスペース等として活かすための方策を強化。
内容	比較的多量な農地や屋敷林を対象に、「農の風景育成地区」※に指定し、将来にわたって農のある景観を保全、育成するとともに、都市環境の保全、レクリエーション、防災等の機能を持つ空間として確保していくことを目指します。 ※地区内に散在する農地を一体の都市計画公園に指定し、景観地区指定や地区計画と連動した農を活かしたまちづくり等を推進することを目的とする。



施策事例①-5 区民農園の充実

施策実施の背景・目的	※「施策事例①-4 農の風景育成地区の指定」と同様	
内容	<p>現在、区内には 38 箇所の区民農園※が整備されていますが、その応募倍率は毎年高く、区民の農レクリエーションへの関心の高さがうかがえます。</p> <p>今後、こうしたニーズに応えるために、区民農園の充実を図ります。</p> <p>※区が農家から農地を借り受けて小区画に区切り、在住の一般区民に利用してもらう農園のこと。自分で何をやるのか考えて、比較的自由に農作物を栽培することができる。</p>	

施策事例①-6 ふれあい農園の促進

施策実施の背景・目的	※「施策事例①-4 農の風景育成地区の指定」と同様	
内容	<p>ふれあい農園（農家で作った作物を畑から収穫し、収穫の喜びを味わう場）を利用したい区民を募るとともに、ふれあい農園に協力してくれる農家の発掘を進め、農のレクリエーションが体験できる場の提供を促進します。</p>	

施策事例①-7 体験型農園の整備

施策実施の背景・目的	※「施策事例①-4 農の風景育成地区の指定」と同様	
内容	<p>新しい農業経営の形として、また、区民の農業体験へのニーズに応える場として、農家が開設して利用者に作付けから収穫までの栽培指導を行う「体験型農園※」の設置を目指します。</p> <p>※農家が自らの農業経営の一環として開設する農園のこと。利用者は農家の指導のもと農作業を行う。</p>	

施策事例①-8 学校農園の拡大

施策実施の背景・目的	※「施策事例①-4 農の風景育成地区の指定」と同様	
内容	<p>子どもの頃から土に触れることは、自然に対する意識を醸成する上で大変重要です。</p> <p>現在、南篠崎小学校や上小岩小学校等では学校農園に取り組んでいます。</p> <p>今後は、校庭の活用を含めて、こうした学校農園に取り組む学校の拡大を促し、子どもたちが「緑」と「土」に触れあう場を確保していきます。</p>	

施策事例①-9 自然に配慮した環境整備

<p>施策実施の背景・目的</p>	<p>子どもたちをはじめ区民すべてが、みどりに対する関心を持ち、意識を高める。</p>
<p>内容</p>	<p>特に学校の緑は、環境学習の教材としても大変貴重な存在です。学校の改築の際には、「学校の森」や「学校ビオトープ」を整備するなど、「地域に昔はあった環境を肌で感じる」取り組みを広げていきます。</p> <p>また、「学校の森」や「学校ビオトープ」※を整備する際に、保護者や一般の区民の参加を促すなど、学校を地域におけるみどりの活動拠点として整備していくことを目指します。</p> <p>※学校ビオトープ</p> <p>学校の敷地内に、地域在来の昆虫などの生物の生活圏として設けられた草地や池などの空間(ビオトープ)のこと。環境教育の教材として活用することが主たる目的。区内でも、校庭に学校ビオトープを整備している学校がある。</p>



学校ビオトープの例

施策事例①-10 河川における自然、生態系の保全

<p>施策実施の背景・目的</p>	<p>大河川と海に囲まれ、多くの親水公園、親水緑道がネットワークされた本区にとって、水辺はみどりを構成する重要な要素です。</p> <p>→多くの「命」をはぐくむ水辺の生物多様性の保全再生や水質の浄化、健全な水循環のための施策を進める</p>
<p>内容</p>	<p>区内を流れる荒川や江戸川などの水辺は、干潟や葦原なども見られ、さまざまな動植物の生息環境に大きく寄与しています。</p> <p>また、都会の子どもたちにとっては、体験学習や環境教育の場としても貴重な空間となります。これまで NPO を中心に進めてきた保全活動や、外来種の駆除等に継続して取り組んでいきます。</p> <p>また、ビオトープなどを整備する時には、地域住民も管理に参加できる方策について配慮するとともに、自然観察会の開催などにより、水辺の自然、生態系の大切さについての普及啓発に努めます。</p>



ビオトープ

施策事例①-11 親水公園や親水緑道における自然性の向上

<p>施策実施の背景・目的</p>	<p>大河川と海に囲まれ、多くの親水公園、親水緑道がネットワークされた本区にとって、水辺はみどりを構成する重要な要素です。 →多くの「命」をはぐくむ水辺の生物多様性の保全再生や水質の浄化、健全な水循環のための施策を進める</p>
<p>内容</p>	<p>区内には、多くの親水公園や親水緑道が整備され、水と緑のネットワークが形成されています。これらは、区民の憩いの空間としてだけでなく、生物にとっても重要な生息・移動空間です。 そのため、水辺の生物の生息環境の向上や水質の浄化に役立つように、地域の特長を活かしながら、自然環境に配慮した水辺環境の保全・創出を進めます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>多彩な植樹種</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>水辺の自然（一之江境川親水公園）</p> </div> </div>

施策事例①-12 河川の水質改善

<p>施策実施の背景・目的</p>	<p>大河川と海に囲まれ、多くの親水公園、親水緑道がネットワークされた本区にとって、水辺はみどりを構成する重要な要素です。 →多くの「命」をはぐくむ水辺の生物多様性の保全再生や水質の浄化、健全な水循環のための施策を進める</p>
<p>内容</p>	<p>親水河川・親水公園・親水緑道などでは、植物のもつ浄化能力を利用した水質改善に取り組みます。 また、区民や子どもたちが楽しみながら水に対する知識を深めることが出来るように、簡単な水質検査に子どもたちの参加を促し、水質浄化のしくみ（砂ろ過、乳酸菌飲料の空き容器ろ過など）を広く募集、実践して、水質がどれだけきれいなるかを競いあうコンテスト等の開催にも取り組みます。</p> <div style="text-align: right;">  <p>東井堀親水緑道での抽水植物の育成</p> </div>

施策事例①-13 水と緑のコミュニケーションサイトの整備

<p>施策実施の背景・目的</p>	<p>区民と事業者、区のパートナーシップによる、みどりを守り、育て、創る運動を広げていくために、みどりの活動を支援する。</p>
<p>内容</p>	<p>みどりに関する情報検索や情報発信、交換などが、分かりやすく便利にできるコミュニケーションサイトを整備することを検討します。</p> <p>このサイトは、ソーシャルメディア（Twitter、Facebook）を活用することで、閲覧者を起点とした情報の拡散や、みどりのまちづくりに関わる人たちの交流促進を目指します。</p> <div data-bbox="424 477 1331 1106" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>■ソーシャルメディア活用のイメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> 例えば、フェイスブックを用いると、まちづくり活動関係者が、区のホームページ情報に対して『いいね』ボタンを押すと、その友達にもその情報が伝わることで情報が拡散する。 友達の友達、そのまた友達などの情報が入手できることで、同様の活動をしている人と知り合うことができ、人脈や活動の輪が広がる。  <p>The diagram illustrates the information flow. On the left, a person icon labeled '担当者' (staff) is connected to a box labeled 'HP更新' (HP update). This points to a screenshot of the '江戸川区' (Edogawa City) homepage, specifically the '「みどりのまちづくり」掲載ページ' (Green City Making Page). The page shows '更新情報' (Updated Information) with two entries: '2012.mm.dd 四季の彩り情報を掲載しました' (We posted seasonal color information) and '2012.mm.dd ナンジャモンジャの紹介です' (Introduction to Nanjamonja). From the homepage, arrows point to 'twitter' and 'facebook' icons. A box above these icons states 'ホームページ閲覧者を起点とした情報の拡散効果' (Information diffusion effect starting from homepage visitors). From the social media icons, arrows point to groups of person icons labeled 'まちづくり活動関係者' (Community Making Activity Related Parties) and '他のまちづくり活動関係者' (Other Community Making Activity Related Parties). A box below the social media icons states 'ソーシャルメディアの持つ双方向性を活かすことで、現場の活動情報を得たり、直接意見交換することが期待できる' (By utilizing the two-way nature of social media, it is expected that activity information from the field can be obtained and direct opinion exchange is possible). At the bottom of the diagram area, a reference is provided: '参考:「官民連携によるまちづくり情報の効率的な発信・収集・交換方策に関する調査検討」(平成24年3月 国土交通省 都市局)'.</p> <p>参考:「官民連携によるまちづくり情報の効率的な発信・収集・交換方策に関する調査検討」 (平成24年3月 国土交通省 都市局)</p> </div>

事例② 「なごや緑の基本計画 2020～緑と水の豊かな自然共生年を目指して～」

自治体名	名古屋市
策定年度	平成 23 年 3 月
現況特性	<p>■市域人口 226.4 万人（平成 22 年）</p> <p>■区域面積 約 326.45km²</p> <p>■緑地の状況 都市公園等面積＝2,114ha 一人あたり都市公園等公園面積 9.4 m²（うち都市公園面積＝1,550ha）</p> <p>■みどりの特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東部（丘陵地）においては、現在でも樹林地や農地、ため池が残る一方、これらのみどりは開発、宅地化により著しい減少傾向にある。 ・中央部（洪積台地）においては、数多くの社寺などに存在する歴史的な緑や都市公園が主要な緑を構成し、ボリュームのある街路樹や水辺が緑の軸を形成している。民有地の大きな樹木は地域のシンボリックな緑として大切な役割を果たしている。 ・西部（沖積平野）において、広大な水面や河川敷の緑が緑の軸を形成している。干拓によって創られた水田が広がる。しかし、農業経営不振や後継者不足により、農地の転用が進んでいる。
将来像・基本方針	<p>■みどりの都市像 やろまい！つなごまい！まもろまい！ 緑と水の豊かな自然共生都市</p> <p>■施策展開の基本方針</p> <p>方針 1 やろまい！ みんなで取り組む緑のまちづくり</p> <p>方針 2 つなごまい！ 人と生き物が快適に暮らすまちづくり</p> <p>方針 3 まもろまい！ 既存の緑を大切にすまちづくり</p>
施策体系	<p>■施策の体系（※本編ではリーディングプロジェクトのみ示され、個別施策は施策編）</p> <p>施策体系</p> <p>リーディングプロジェクト</p> <p>★：新規施策、●：既存施策</p>
目標設定	<p>■みどりの目標</p> <p>方針 1 主な緑のまちづくり活動に携わった市民の延べ人数</p> <p>方針 2 緑被率、市民 1 人当たりの都市公園等の面積</p> <p>方針 3 まとまりのある緑の箇所および面積（1 ha 以上の民有樹林地の箇所数と面積）、農地の面積（可能な限り維持）</p>

施策事例②-1 保全配慮地区における事前協議制度の創設

<p>施策実施の背景・目的</p>	<p>都市計画等による規制がかけられていない民有樹林地は、開発等の事業による消失のリスクが極めて高い状態にある。 →可能な限り早期に事業の動向を把握し、事業者との協議を通じて緑の保全に配慮した事業を促すことにより、自然環境の保全と調和のとれた開発等を誘導する。</p>
<p>内容</p>	<p>民有樹林地の開発に対して、計画時における事前協議について、市条例等を定めることを検討します。適用区域は、保全配慮地区を想定。</p> <p>【制度概要（案）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 木竹の伐採、土地の形質の変更等、一定の条件に該当する行為を行おうとする者は、行為の許認可や確認申請等の前に、市長と協議を行うことを義務づける。 事前協議の前に、地域住民等への説明会の開催を求める。 事前協議に基づいて、市と事業者は協定を締結する。 保全に配慮した開発計画とするよう行政指導を可能とする。 木竹の伐採、緑地率等について、協議や行政指導の際の基準を定める。 <p>【保全配慮地区の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保全を図るべき 1ha 以上の規模を有する樹林地 生物多様性の保全の観点から重要な樹林地、湿地等を含む地域 市民と自然とのふれあいの場となる樹林地 小規模な樹林地が高密度に分布している地域 長期未整備公園緑地（樹林地を含むもの） <div data-bbox="486 913 1268 1209" style="text-align: center;"> </div>

施策事例②-2 環境保全型農業の推進

<p>施策実施の背景・目的</p>	<p>土地区画整理事業や宅地化などによる市街化区域内での農地の減少は 52%に達しており、農地の保全と多面的な機能の維持が必要。 →農地の持つ環境保全等に関する多面的な機能を維持し、高めるため、生物多様性等に配慮した農業の推進や農地環境の保全・整備等を進める。</p>
<p>内容</p>	<p>(1) 環境保全型農業の推進 (2) 生物に配慮した農地環境の形成 水田での魚道の設置、自然性を高めるなど、水生生物の生息に配慮した農地環境の形成を図ります。 (3) 良好な農地景観の形成 レンゲなどの景観形成作物や地力増進作物の栽培を普及することにより、地域の景観向上や未利用農地の活用を図ります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1045 1451 1412 1691"> <p>■生き物に配慮した水田魚道の例（港区）</p> </div> <div data-bbox="1045 1724 1412 2004"> <p>■市民に親しまれるレンゲ畑（守山区）</p> </div> </div>

施策事例②-3 緑化地域制度の推進

施策実施の背景・目的	緑化地域制度及び緑のまちづくり条例に定める規制により、建築物に一定規模の緑化を義務付け、緑豊かな市街地の形成を図ります。																					
内容	<p>都市緑地法に基づく緑化地域制度及び緑のまちづくり条例に基づく規定により、建築物の新築・増築の際に一定割合以上の緑化を義務付けるものです。</p> <p>緑化地域制度を有効に運用することにより、市・市民・事業者が協働して緑の創出を進めます。また、緑化地域制度による規制の対象外となる建ぺい率が80%を超える建築物や市街化調整区域についても、緑のまちづくり条例により建築確認申請時等に緑化を要請していきます。</p> <p><緑化地域></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建 ぺ い 率</th> <th>緑化率の最低限度</th> <th>敷地面積の規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50%以下</td> <td>20%</td> <td>300㎡以上</td> </tr> <tr> <td>50%を超え60%以下</td> <td>15%</td> <td>300㎡以上</td> </tr> <tr> <td>60%を超え80%以下</td> <td>10%</td> <td>500㎡以上</td> </tr> </tbody> </table> <p><緑のまちづくり条例></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>緑化率の最低限度</th> <th>敷地面積の規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建ぺい率が80%を超える建築物</td> <td>10%</td> <td>500㎡以上</td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域内の建築物</td> <td>20%</td> <td>1,000㎡以上</td> </tr> </tbody> </table>	建 ぺ い 率	緑化率の最低限度	敷地面積の規模	50%以下	20%	300㎡以上	50%を超え60%以下	15%	300㎡以上	60%を超え80%以下	10%	500㎡以上	対 象	緑化率の最低限度	敷地面積の規模	建ぺい率が80%を超える建築物	10%	500㎡以上	市街化調整区域内の建築物	20%	1,000㎡以上
建 ぺ い 率	緑化率の最低限度	敷地面積の規模																				
50%以下	20%	300㎡以上																				
50%を超え60%以下	15%	300㎡以上																				
60%を超え80%以下	10%	500㎡以上																				
対 象	緑化率の最低限度	敷地面積の規模																				
建ぺい率が80%を超える建築物	10%	500㎡以上																				
市街化調整区域内の建築物	20%	1,000㎡以上																				

施策事例②-4 市民緑地の指定・継続

施策実施の背景・目的	民有地の樹林地等の緑について土地所有者等と契約を締結し、市民の利用に供することにより、都市内の貴重な緑として確保するために、市民緑地を設置します。
内容	<p>良好な都市環境を確保するため、都市緑地法及び緑のまちづくり条例に基づいて、民有の樹林地等の土地所有者等と市が市民緑地契約を結び、身近な自然とのふれあいの場として市民に開放しています。</p> <p>今後も、市民緑地の継続や適正な保全・活用に努めます。また、樹林地の保全と市民の利用を進めるために、新たな市民緑地の設置を進めます。</p> <p>なお、市民緑地では緑の保全に支障のない範囲で、市民利用のための施設整備を行い、散策や自然とのふれあいの場として活用します。さらに、維持管理には市民ボランティアの参加を得るなどして、地域の貴重な緑を良好に保全・育成します。</p> <p>【現況】 6 地区 8.4ha（平成 22 年 4 月 1 日現在）</p> <p>【市民緑地の対象となる緑】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・300㎡以上の一団の土地等の区域（現況が緑地でない土地であっても、植樹等を行い緑地とした場合においては、市民緑地の設置が可能） ・生産緑地地区や都市公園、農地、保安林等は対象外 ・他の地上権、貸借権その他の使用収益権が既に設定されている場合は、設置できない。 <p>【市民緑地の管理】</p> <p>名古屋市が緑の管理を行いますが、地域団体等と協働して管理のあり方を検討していきます。</p> <p>【指定地区における優遇措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の条件を満たす場合は、次のような税制優遇があります。 ・固定資産税及び都市計画税の非課税（無償貸与の場合） ・相続税の評価減など

施策事例②-5 協定制度等の活用

施策実施の背景・目的	市と土地所有者等との協定による手法等を活用して、土地所有者が主体となった地域の緑の保全や緑化、市民による緑の維持管理などを進め、良好な都市環境を守ります。
内容	<p>(1) 緑地協定</p> <p>都市緑地法に基づき、土地の所有者等の全員の合意により緑地の保全または緑化に関する事項を協定するものであり、土地区画整理事業における既存樹林地等の保全と緑豊かなまちづくりが期待できます。</p> <p>市街地内の緑化を市民や事業者主導で進めるために、緑地協定制度の活用を進めます。また、土地所有者が一人しか存在しない土地についても緑地保全等の観点から必要と考えられる場合は、積極的に緑地協定の締結を推奨します。</p> <p>なお、協定締結地区に対しては必要な支援を行います。</p> <p>【緑地協定の締結内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保全または植栽する樹木等の種類 ・ 樹木等を保全または植栽する場所 ・ 保全または設置する垣または柵の構造 ・ 保全または植栽する樹木等の管理に関する事項 ・ その他緑地の保全または緑化に関する事項 <p>(2) 緑と花の協定</p> <p>緑のまちづくり条例に基づいて、樹木、草花等の植栽または維持管理に関して緑と花の協定を関係者相互の間において締結しています。協定に対しては、緑化計画に関する一部費用の助成を行います。</p>



施策事例②-6 都市計画等の制度の活用

施策実施の背景・目的	都市計画等の各種制度を活用し、地域が主体となって積極的に緑豊かな街区形成を図る取り組みを推進します。
内容	<p>(1) 地区計画による緑化</p> <p>都市緑地法に基づき、良好な都市環境の形成を図るための緑化の推進の観点から、地区計画等の区域内において地区整備計画等に建築物の緑化率の最低限度を定めることができます。これにより、地区計画を活用し、地域が主体となって積極的に緑豊かな街区形成を図る取り組みを促進します。</p> <p>【対象となる建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地面積 30 m²以上の建築物の新築または増築（名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例） <p>(2) 緑化施設整備計画認定制度</p> <p>都市緑地法に基づき、緑化地域内において民間による自発的な緑化を促進するため、良好な緑化施設の整備に関する計画を市が認定する制度です。認定を受けた事業者は、緑化に関して税制面で優遇措置を受けることができます。</p> <p>【対象となる緑化施設の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑化地域（市街化区域全域）内の施設 ・ 敷地面積 300 m²以上（緑化地域内） ・ 敷地面積に対する緑化施設の面積が 20%以上 <p>【優遇措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑化施設に対する固定資産税の減免

事例③ 「枚方市みどりの基本計画」

自治体名	枚方市																								
策定年度	平成 28 年 3 月																								
現況特性	■市域人口 406,281 人（平成 29 年） ■区域面積 6,512ha																								
将来像・基本方針	■基本理念 里山と淀川、それらを東西に結ぶ3河川 恵まれた良質なみどりを活かし、つなぎ、育む、 人もみどりも元気でやさしい枚方へ ■基本方針 ①次世代につながるみんなのみどりづくりを支援する<つながるみどり> ②枚方の優れたみどりを守り活かしていく<守り、活かすみどり> ③身近なみどりの機能を向上させる<創り、満ちるみどり> ④花とみどりに囲まれたまちなか緑化を推進する<育むみどり>																								
施策体系	■施策の体系 																								
目標設定	■みどりの目標 1) 市民意識による指標 <table border="1"> <thead> <tr> <th>市民意識による指標</th> <th>現況 平成 27 年度 (2015)</th> <th>目標年次 平成 47 年度 (2035)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普段の生活のなかでみどりとふれあえと感じている市民の割合</td> <td>48.4%</td> <td>(増加)</td> </tr> <tr> <td>里山や農地などの豊かな自然環境が保全されていると感じている市民の割合</td> <td>40.3%</td> <td>(増加)</td> </tr> </tbody> </table> 2) 計測可能な指標 <table border="1"> <thead> <tr> <th>計測可能な指標</th> <th>現況 平成 27 年度 (2015)</th> <th>目標年次 平成 47 年度 (2035)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法律や条例で担保された緑地（地域制緑地）の面積</td> <td>1,195.7ha</td> <td>1,204.7ha</td> </tr> <tr> <td>市全域における緑被面積の割合</td> <td>38.5%</td> <td>38.5%</td> </tr> <tr> <td>施設緑地の面積</td> <td>405.6ha</td> <td>426.6ha</td> </tr> <tr> <td>街路樹の整備延長</td> <td>34.3km</td> <td>40.5km</td> </tr> </tbody> </table>	市民意識による指標	現況 平成 27 年度 (2015)	目標年次 平成 47 年度 (2035)	普段の生活のなかでみどりとふれあえと感じている市民の割合	48.4%	(増加)	里山や農地などの豊かな自然環境が保全されていると感じている市民の割合	40.3%	(増加)	計測可能な指標	現況 平成 27 年度 (2015)	目標年次 平成 47 年度 (2035)	法律や条例で担保された緑地（地域制緑地）の面積	1,195.7ha	1,204.7ha	市全域における緑被面積の割合	38.5%	38.5%	施設緑地の面積	405.6ha	426.6ha	街路樹の整備延長	34.3km	40.5km
市民意識による指標	現況 平成 27 年度 (2015)	目標年次 平成 47 年度 (2035)																							
普段の生活のなかでみどりとふれあえと感じている市民の割合	48.4%	(増加)																							
里山や農地などの豊かな自然環境が保全されていると感じている市民の割合	40.3%	(増加)																							
計測可能な指標	現況 平成 27 年度 (2015)	目標年次 平成 47 年度 (2035)																							
法律や条例で担保された緑地（地域制緑地）の面積	1,195.7ha	1,204.7ha																							
市全域における緑被面積の割合	38.5%	38.5%																							
施設緑地の面積	405.6ha	426.6ha																							
街路樹の整備延長	34.3km	40.5km																							

施策事例③-1 近隣市との連携体制の強化

施策実施の背景・目的	みどりづくりの活動を促進するための支援 多様な主体によるみどりづくりを効果的、継続的に進めるために必要な支援を進めます。
内容	近隣市と連携してみどりの保全や緑化推進に取り組むことができるよう、連携の仕組みづくりや情報交換など、近隣市との連携体制の強化を進めます。

施策事例③-2 関係各課を横断した庁内連携組織の継続的な開催

施策実施の背景・目的	みどりづくりの活動を促進するための支援 多様な主体によるみどりづくりを効果的、継続的に進めるために必要な支援を進めます。
内容	「枚方しみどりの基本計画」の取り組みを積極的に推進していくため、関係各課を横断した庁内連携組織である「枚方市緑の推進委員会」を継続的に開催していきます。

施策事例③-3 多様な主体のプラットフォームづくり

施策実施の背景・目的	みどりづくりの活動を促進するための支援 多様な主体によるみどりづくりを効果的、継続的に進めるために必要な支援を進めます。
内容	市民、市民団体、事業者・大学、行政といった多様な主体が情報を共有し、連携しながらみどりづくりの活動が進められるよう、各団体が集まって活動できる場の提供や市民団体と地権者の調整会議を開催するなど、多様な主体が連携できる場としてプラットフォームづくりを進めます。 特に東部の里山では、津田地区森づくり推進委員会や穂谷森づくり委員会の継続開催、里山保全活動団体との意見交換会の開催など、行政のコーディネートによる市民団体と地権者間のプラットフォームづくりを進めます。

施策事例③-4 市民がみどりに親しめるイベントの開催や表彰制度の創設検討

施策実施の背景・目的	みどりづくりの活動を促進するための支援 多様な主体によるみどりづくりを効果的、継続的に進めるために必要な支援を進めます。
内容	市民がみどりづくりに取り組む動機付けとなり、市街地における緑化やみどりの保全活動がより一層促進されるよう、みどりのシンポジウムや講演会、コンテスト、緑花市場、菊花展といったみどりに関するイベントなどを定期的で開催します。また、アダプトプログラムや里山保全ボランティアなどのみどりに関わる取り組みや優れた緑化事例に対する表彰制度の創設を検討します。

事例④ 「神戸市緑の基本計画 グリーンコウベ21プラン」

自治体名	神戸市																				
策定年度	平成23年11月																				
現況特性	<p>■市域人口 約153万人（2009年）</p> <p>■区域面積 544.56km²</p> <p>■緑地の状況 緑被面積約38,000ha、緑被率68.5%</p> <p>■みどりの特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市の骨格を形成している六甲山系、帝釈・丹生山系や鎌倉峡、雄岡山・雌岡山等の山の緑。 ・六甲山系と海に挟まれ、少ない平地を利用して形成されてきた市街地や郊外住宅地などにおいて、公園や街路樹、河川緑地、庭木、社寺林、民有地の緑など生活と密着した緑。 ・西北神等に広がる農地、里山を中心とし、貴重な田園風景や豊かな自然環境を形成する緑。 																				
将来像・基本方針	<p>■緑の将来像</p> <p>「緑とともに永遠に生き続ける都市＝緑生都市」</p> <p>(1) みどりのゾーン ～いのちをまもり育む緑～</p> <p>(2) まちのゾーン ～彩りと潤いのある緑～</p> <p>(3) 田園のゾーン ～実り豊かな緑～</p> <p>(4) ゾーンのつながり ～水と緑のネットワーク～</p> <p>(5) 協働と参画 ～みんなで支える緑～</p>																				
施策体系	<p>■施策の体系</p> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;"> <p>方針1 六甲山系や帝釈・丹生山系など都市の骨格となっている緑を保全・育成・活用し、市民のくらしや自然環境、美しい景観を守ります。</p> <p>方針2 緑の資産を適切に維持管理・更新し、利活用を促進することにより、安全で快適な空間をつくります。</p> <p>方針3 洗練された緑花により、まちの魅力に磨きをかけます。</p> <p>方針4 緑をまもり・うみだし・つなぐことで、災害に強く、快適なまちをつくります。</p> <p>方針5 住宅地内及びその周辺の緑を活用して、様々な人が緑と触れ合うことにより、良好な住環境を形成します。</p> <p>方針6 開港の歴史や文化的資産を活用し、都心・ウォーターフロントの新たな魅力を創出します。</p> <p>方針7 須磨から垂水・舞子に至る海辺の魅力向上を図ります。</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>方針8 生物多様性保全の拠点をつくり先導的な取り組みや情報発信、意識啓発を図ります。</p> <p>方針9 田園コミュニティの拠点の創出や里づくりにより、農村と都市との交流を促進します。</p> <p>方針11 緑とのふれあいによって、地域のきずなを育みます。</p> <p>方針12 緑の恩恵を受けるすべての人が、神戸の緑を支えていきます。</p> <p>方針13 緑から学び、緑を継承していきます。</p> </div> </div>																				
目標設定	<p>■みどりの目標</p> <p>①市域内の貴重な緑を未来へ継承すべき市民共有の資産と位置付け、持続性を持たせ大切に守り育てていきます</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市域における持続性のある緑地の面積^{※2}</td> <td>35,000ha以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>②潤いのある市街地を形成するために、まち中で3割以上の緑を確保していきます</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>まち中における緑の面積の割合[※]</td> <td>3割以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>③満足度の高い良好な緑を育てていきます</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現況値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身近な緑に満足していると感じている市民の割合[※]</td> <td>21.9%</td> <td>現況値以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>④人と緑との関わりを深めていきます</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現況値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緑に関する活動に参加している市民の割合[※]</td> <td>28.7%</td> <td>現況値以上</td> </tr> </tbody> </table>	指標	目標値	市域における持続性のある緑地の面積 ^{※2}	35,000ha以上	指標	目標値	まち中における緑の面積の割合 [※]	3割以上	指標	現況値	目標値	身近な緑に満足していると感じている市民の割合 [※]	21.9%	現況値以上	指標	現況値	目標値	緑に関する活動に参加している市民の割合 [※]	28.7%	現況値以上
指標	目標値																				
市域における持続性のある緑地の面積 ^{※2}	35,000ha以上																				
指標	目標値																				
まち中における緑の面積の割合 [※]	3割以上																				
指標	現況値	目標値																			
身近な緑に満足していると感じている市民の割合 [※]	21.9%	現況値以上																			
指標	現況値	目標値																			
緑に関する活動に参加している市民の割合 [※]	28.7%	現況値以上																			

施策事例④-1 市民公園制度

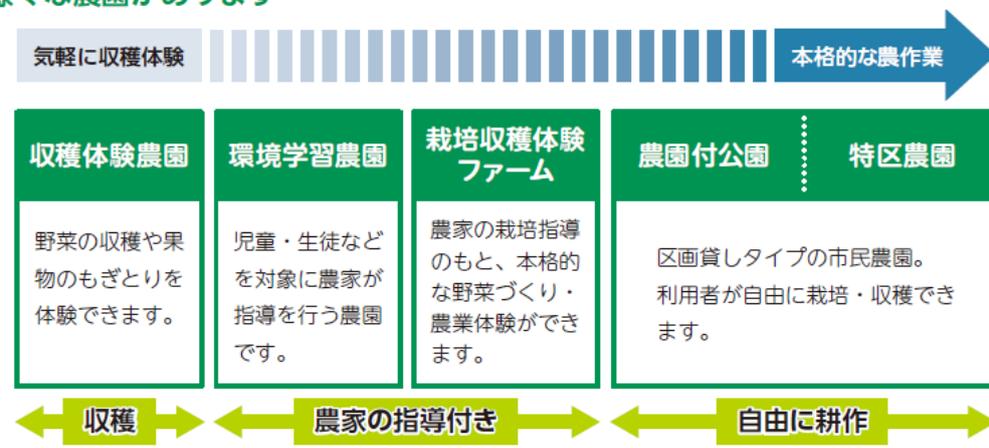
<p>施策実施の背景・目的</p>	<p>現在も重要な施策である市民参加による緑化は、グリーンコウベ作戦でも大きな柱となりました。1976（昭和 51）年には、遊休地や社寺境内など身近な緑を、市民の協力で市民の憩いの場とする「市民公園条例」が制定されました。</p>
<p>内容</p>	<p>市民公園制度は、市民のみなさんと神戸市が協力しあって、当分利用計画のない遊休地を公園として活用することによって、市民のみなさんの健康で快適な生活を守ろうという制度です。平成28年3月末現在、市内に200箇所の市民公園があります。</p> <p><u>市民公園制度のしくみ</u></p> <p>市民公園をつくるためには、土地所有者の善意に基づき一定期間（概ね3年以上）無償で土地を提供していただき、地域のみなさんには、公園の利用方法を考え、みんなが安全に楽しく利用できるよう管理運営する市民公園管理会をつくっていただきます。</p> <pre> graph TD A[土地所有者] -- "遊休地 無償提供" --> B[市民公園管理会] B -- "清掃や除草などの公園の管理運営" --> C[市民公園] D[神戸市] -- "ベンチ・遊具等の設置 管理運営費用の助成" --> B B -- "土地の使用承諾" --> A D -- "固定資産税 都市計画税の免除" --> A </pre> <p><u>助成内容について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ■市民公園管理会への助成 ベンチや遊具等の施設助成や、市民公園の面積に応じた管理運営費の助成があります。 ■土地所有者への助成 無償で土地をご提供いただく土地所有者には固定資産税、都市計画税の免除をいたします。 <p><u>『市民公園』認定の要件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1)面積が概ね200㎡以上であること。 (2)利用期間が3年以上であること。 (3)土地所有者の同意があること。 (4)平坦なさら地であること。 (5)適正な管理運営が期待できること。 (6)利用者を不当に限定するものでないこと。 (7)公益上その他支障がないこと。 (8)周辺250m以内に公園がないこと。

施策事例④-2 ふれあい市民緑地制度

<p>施策実施の背景・目的</p>	<p>神戸市市民公園条例に基づく市民公園の一つ。土地所有者の理解が得られ、里山活動に関心のある市民が自然とふれあう場としてふさわしい緑について、ふれあい市民緑地として位置づけ、守り育てていくもの。</p>
<p>内容</p>	<p><u>ふれあい市民緑地とは</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・“ふれあい市民緑地”とは市街地やその周辺にある樹林等を土地所有者の協力を得て、市民団体の里山活動によって、緑地の保全を図ろうとする仕組みです。 ・市は里山活動の場を求めている市民団体と、維持管理に困っている樹林所有者との仲介や調整と市民公園制度にもとづく“ふれあい市民緑地”の認定・助成等を行います。 <p><u>ふれあい市民緑地として認定されると</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民団体が樹林の育成管理を行います。 ・市民のみなさんに、散策や自然観察、自然体験、環境学習など様々な利用をしていただけます。 ・みんなで手入れすることで市民のみなさんに樹林の大切さを知ってもらうことができます。 <p><u>活動団体に対する助成・支援</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 管理運営費の助成 市民公園制度にもとづいて実施します (2) 資材・施設の供与 園路整備用の資材（丸太、ブロック等） 休息施設（丸太ベンチ等） 安全施設（手摺・柵等）、標識などの資材を供与します (3) 技術的支援 活動計画の作成時や手入れ方法についてのアドバイスをいたします <p><u>土地所有者の優遇措置</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用する区域について固定資産税及び都市計画税の減免の対象となります。 <p><u>樹林所有者の応募の要件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 応募は土地所有者に限ります (2) 応募の可能な土地の要件は以下のとおりです <ul style="list-style-type: none"> ・対象地が3年以上利用できること ・樹林の面積が概ね300㎡以上あることができること ・利用者を不当に限定するものでないこと ・市民団体が樹林の保全育成を安全に行えること <p><u>活動団体の応募の要件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 神戸市内にある団体に限ります (2) 同一候補地で複数団体が活動団体となった場合は協力して活動 (3) 対象地で3年以上継続して樹林の手入れ等の活動ができること。 <div style="text-align: center;">  </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> 暗い樹林ですが、よく手入れをすると 明るく気持ちのよい里山になります </p>

事例⑤ 横浜市（横浜みどりアップ計画）

施策事例⑤-1 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設

<p>施策実施の背景・目的</p>	<p>食と農への関心や、農とのふれあいを求める市民の声の高まりに応えるため、収穫体験から本格的な農作業まで、様々な市民ニーズに合わせた農園の開設や整備を進めるとともに、市民と農との交流拠点である横浜ふるさと村や恵みの里を中心に、市民が農とふれあう機会を提供します。また、農家と地域住民が協働で地域の農環境を保全する取組など、市民による主体的な活動を支援します。これらの取組の情報発信を充実させることにより、市民の利用や参加につなげます。</p>
<p>内容</p>	<p>■収穫体験農園の開設支援 野菜の収穫や果物のもぎとりなどを気軽に体験することができる収穫体験農園の開設に必要な施設整備を支援します。</p> <p>■市民農園の開設支援 〈栽培収穫体験ファーム、環境学習農園、特区農園〉農家から指導を受けることができ、農作業の経験がない人でも栽培から収穫までを楽しめる農園や、利用者が自由に農作業を楽しめる農園など、土地所有者などが農園を開設するための支援を行います。また、農園の開設・運営に不安や課題を抱える人には、開設・運営のノウハウを持った市民農園コーディネーターなどを活用して支援します。</p> <p>■農園付公園の整備 土地所有者による維持管理が難しくなった農地等を、市が買取るなどして、市民が農作業を楽しめる農園を主とした都市公園を整備します。</p> <div style="text-align: center;"> <p>～様々な農園があります～</p>  </div>
<p>出典</p>	<p>「横浜みどりアップ計画」 参考 URL : http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/midoriup/</p>



収穫体験農園



市民農園

施策事例⑤-2 市民が農を楽しむ支援する取組の推進

<p>施策実施の背景・目的</p>	<p>食と農への関心や、農とのふれあいを求める市民の声の高まりに応えるため、収穫体験から本格的な農作業まで、様々な市民ニーズに合わせた農園の開設や整備を進めるとともに、市民と農との交流拠点である横浜ふるさと村や恵みの里を中心に、市民が農とふれあう機会を提供します。また、農家と地域住民が協働で地域の農環境を保全する取組など、市民による主体的な活動を支援します。これらの取組の情報発信を充実させることにより、市民の利用や参加につなげます。</p>
<p>内容</p>	<p>■横浜ふるさと村における取組の充実 横浜ふるさと村は、良好な田園景観の保全と地域の活性化を目的に、農作物の生産基盤の整備や、樹林地の保全活用などにより、市民が自然と農業に親しむ場として整備している地域です。このふるさと村において、収穫体験など、市民が農とふれあう機会を提供します。</p> <p>■恵みの里の取組推進 恵みの里は、市民と農とのふれあいを通じて、地域ぐるみで農のあるまちづくりを進める地区です。この恵みの里において、農景観の保全や農体験教室を開催するとともに、市民と農の交流を通じた地域の活性化を図ります。また、新規地区の指定に向けた取組を進めます。</p> <p>■農ある横浜・めぐりツアー より多くの市民に横浜の農を知ってもらうため、都心部の方や、これまで農に関わる機会が少なかった方などを対象に、農業専用地区など市内の生産現場や、直売所などの流通の現場等を巡るツアーを開催します。</p> <p>■農のある地域づくり協定 農家と地域住民の協働により、連携して地域の農環境の保全を図る取組を支援します。協定を締結した地域を対象に、援農活動や地域交流活動、景観保全活動などを支援します。</p> <p>■講座の実施による農体験の場の提供と援農の推進 市民農業大学講座や体験学習講座を開催し、市民が栽培技術などを学ぶ場を提供します。また、援農コーディネーター（※）を活用し、市民農業大学講座修了生等による人手不足の農家への支援を推進します。</p> <p>※援農コーディネーターは、労働力不足の農家と農家への手伝いを希望している市民を結び、農家の営農を支援する組織</p>
<p>出典</p>	<p>「横浜みどりアップ計画」 参考 URL : http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/midoriup/</p>



たけのこ掘り（ふるさと村）



うどん作り（恵みの里）



援農活動の様子

施策事例⑤-3 地域緑のまちづくり

<p>施策実施の背景・目的</p>	<p>地域が主体となり、住宅地や商店街、オフィス街、工場地帯など様々な街で、地域にふさわしい緑を創出する計画をつくり、計画を実現していくための取組を、市民との協働で進めます。</p>												
<p>内容</p>	<p>「緑や花でいっぱいの街をつくりたい」という地域の思いを実現するため、計画づくり、花や木の植栽、維持管理など、緑の街づくりに協働で取り組みます。</p> <p>平成 25 年度までの取組では、自治会や町内会などを主体とする地域での取組を対象としていましたが、ご近所同士や集合住宅の管理組合などでも気軽に取り組めるよう、対象となる区域の規模を小さくするとともに、計画づくりの自由度を高め、幅広く民有地の緑化を支援できる仕組みにします。</p> <p>また、平成 25 年度までに地域緑化計画を策定した地区については、継続して整備への支援を行います。</p> <p>地域緑のまちづくりの仕組み</p> <p>規模：大 (自治会・町内会レベルなど)</p> <p>約 1~2 年間 協定 約 5 年間</p> <p>平成 21 ~ 25 年度</p> <p>緑化計画づくり 地域に合った緑化の計画をつくります。</p> <p>コーディネーター派遣</p> <table border="1"> <tr> <td>緑化整備 地域の緑を創出します。</td> <td>維持管理 緑を良好に育てます。</td> </tr> <tr> <td>景観木 地域に親しまれている木を守ります。</td> <td>研修 緑化や維持管理等について学びます。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">広報 地域の緑について PR し、多くの人を引き込みます。</td> </tr> </table> <p>5 年間で全てを実施</p> <p>規模：小 (自治会の班レベルなど)</p> <p>約 半年~1 年間 協定 約 3 年間</p> <p>平成 26 年度以降</p> <p>緑化計画づくり 地域に合った緑化の計画をつくります。</p> <p>コーディネーター等による支援</p> <p>公募・選定</p> <table border="1"> <tr> <td>例 緑化整備 地域の緑を創出します。</td> <td>例 研修 緑化や維持管理等について学びます。</td> <td>例 維持管理 緑を良好に育てます。</td> </tr> <tr> <td>例 景観木 地域に親しまれている木を守ります。</td> <td>例 維持管理 緑を良好に育てます。</td> <td>例 広報 地域の緑について PR し、多くの人を引き込みます。</td> </tr> </table> <p>地域ごとに適したメニューを選択</p> <p>小さい範囲で地域にあったメニューを選んで実施</p>	緑化整備 地域の緑を創出します。	維持管理 緑を良好に育てます。	景観木 地域に親しまれている木を守ります。	研修 緑化や維持管理等について学びます。	広報 地域の緑について PR し、多くの人を引き込みます。		例 緑化整備 地域の緑を創出します。	例 研修 緑化や維持管理等について学びます。	例 維持管理 緑を良好に育てます。	例 景観木 地域に親しまれている木を守ります。	例 維持管理 緑を良好に育てます。	例 広報 地域の緑について PR し、多くの人を引き込みます。
緑化整備 地域の緑を創出します。	維持管理 緑を良好に育てます。												
景観木 地域に親しまれている木を守ります。	研修 緑化や維持管理等について学びます。												
広報 地域の緑について PR し、多くの人を引き込みます。													
例 緑化整備 地域の緑を創出します。	例 研修 緑化や維持管理等について学びます。	例 維持管理 緑を良好に育てます。											
例 景観木 地域に親しまれている木を守ります。	例 維持管理 緑を良好に育てます。	例 広報 地域の緑について PR し、多くの人を引き込みます。											
<p>出典</p>	<p>「横浜みどりアップ計画」 参考 URL : http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/midoriup/</p>												

施策事例⑤-4 建築物緑化保全契約（基準以上の緑化に対する固定資産税の軽減措置）

<p>施策実施の背景・目的</p>	<p>緑あふれる魅力的な街をつくるためには、市民や事業者の取組が不可欠です。多くの市民が目にする場所や効果的な場所での緑の創出、生物多様性の向上に寄与する取組や地域で親しまれている名木古木の保存など、緑の創出・保全に積極的に取り組む市民・事業者を支援します。</p>
<p>内容</p>	<p>緑の環境をつくり育てる条例や緑化地域制度等に定める基準以上の緑化を行い、保全することに対し、建築物所有者（管理者）の建築物の敷地に対する固定資産税・都市計画税を軽減します。</p> <p>■税減免の条件 建築物の敷地が 500 平方メートル以上であること。 敷地の緑化率が、基準値（※1）を5%以上上回っていること。 平成30年12月31日までの間に、緑化部分を10年間保全する契約を本市と締結すること（※2）。</p> <p>団地等の管理組合で申請する場合は、総会などで住民の決議を取っていること。 ※1 基準値は建築物の用途によって異なります。なお、個人住宅・共同住宅は5～10%になります。 ※2 契約できるのは、建築物の所有者又は管理者です。</p> <p>■軽減内容 基準を超えて緑化している部分（上乗せ緑化部分）の税額の4分の1が軽減されます。</p> <p>■軽減期間 当該契約を締結した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から10年度分</p> <p>■事例：敷地面積500平方メートル／緑化基準10%／実際の緑化面積75平方メートルの場合</p> <div data-bbox="338 1070 742 1373" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> </div> <div data-bbox="810 1070 1407 1579" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><主な要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準緑化部分：50 平方メートル（敷地の10%） ・上乗せ緑化部分：25 平方メートル（5%以上に適合） （屋上・壁面等は上乗せ緑化部分の対象となりません。） ・緑化部分全体：10年間の保全契約締結 <p><軽減対象面積> 25 平方メートル（緑化面積75 平方メートルー基準緑化 50 平方メートル）</p> <p><軽減額> 25 平方メートルに相当する税額の4分の1が軽減対象となります。</p> </div> <p>■建築物緑化認定証・緑化認定ラベルの発行 緑化の公的な評価を行い、更なる緑化を促していくため、上記の法令・制度に定める基準以上の緑化を行っていただいた建築物について、建築物緑化認定証と緑化認定ラベルを発行しています。</p> <div data-bbox="1166 1601 1390 1816" style="text-align: right;"> </div>
<p>出典</p>	<p>「横浜みどりアップ計画」 参考 URL： http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/midoriup/ 横浜市ホームページ「基準以上の緑化に対する固定資産税等の軽減措置のご案内」 参考 URL： http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/keikaku/midori-up/midori-up-plan/jigyo/midori-ryokuka/material/krh.html</p>

施策事例⑤-5 市民の理解を広げる広報の展開

<p>施策実施の背景・目的</p>	<p>市民の皆様のご理解とご協力を得ながら取組を推進するため、取組の内容や実績について、様々な媒体・手法を用いて効果的にお知らせし、理解を深めていただくとともに、緑に関わる活動に参加するきっかけとなる機会を提供します。</p>																																																																																																																			
<p>内容</p>	<p>■具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報よこはまやタウン誌での特集 ・ 自治会・町内会や法人会などを通じた PR や実績報告 ・ ウェブサイトや、ツイッターなどのソーシャルメディアを活用した PR や実績報告 ・ 事業推進にあわせた PR ・ 緑に関するイベントの開催 ・ 関連イベントを通じた PR ・ 電車内広告や各種メディアを活用した PR ・ 事業実施箇所での表示 <div data-bbox="986 331 1407 728" style="text-align: right;"> <p>多様な媒体を組み合わせ活用</p> <p>横浜環境情報 @yokohama_kankyo</p> <p>【FMヨコハマでみどりアップを聴こう！】10/29(～FMヨコハマ番組内でみどりアップ特集を放送し組?など、毎日違ったテーマを多彩なゲストがご紹city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/kyo...</p> </div> <div data-bbox="359 739 1332 1608" style="background-color: #e0f2f1; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">多様な広報媒体を活用していきます</p> <p>平成 24 年度に実施した市民意識調査では、行政が用いるべき広報媒体について「広報よこはま」を挙げた方が多く、広報よこはまが、有効な広報媒体として市民に浸透していることが明らかになりました。近年急速に利用者が拡大しているソーシャルメディアを選択した方も全体では 2 割ほどおり、年齢が低いほど、これを選択した方の割合が高くなっています。</p> <p>緑の取組を身近に感じてもらえるよう、多様な媒体を組み合わせ活用し、より充実した広報を行います。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>広報手段</th> <th>20～29歳</th> <th>30～39歳</th> <th>40～49歳</th> <th>50～59歳</th> <th>60～69歳</th> <th>70～79歳</th> <th>80歳以上</th> <th>無回答</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区役所や駅などの公共施設にあるチラシ</td> <td>29</td> <td>51</td> <td>56</td> <td>52</td> <td>95</td> <td>64</td> <td>13</td> <td>2</td> <td>362</td> </tr> <tr> <td>広報よこはま</td> <td>37</td> <td>87</td> <td>134</td> <td>130</td> <td>226</td> <td>143</td> <td>48</td> <td>7</td> <td>812</td> </tr> <tr> <td>横浜市のホームページ</td> <td>33</td> <td>81</td> <td>94</td> <td>91</td> <td>87</td> <td>45</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>444</td> </tr> <tr> <td>緑に関するイベントの開催</td> <td>44</td> <td>74</td> <td>81</td> <td>81</td> <td>98</td> <td>53</td> <td>18</td> <td>4</td> <td>453</td> </tr> <tr> <td>スーパー、コンビニ等の掲示板</td> <td>32</td> <td>62</td> <td>73</td> <td>74</td> <td>102</td> <td>62</td> <td>15</td> <td>2</td> <td>422</td> </tr> <tr> <td>タウン誌</td> <td>27</td> <td>68</td> <td>84</td> <td>72</td> <td>125</td> <td>74</td> <td>21</td> <td>5</td> <td>476</td> </tr> <tr> <td>電車の車内広告</td> <td>56</td> <td>80</td> <td>86</td> <td>67</td> <td>65</td> <td>34</td> <td>12</td> <td>1</td> <td>401</td> </tr> <tr> <td>新聞広告</td> <td>28</td> <td>34</td> <td>58</td> <td>62</td> <td>95</td> <td>66</td> <td>26</td> <td>1</td> <td>370</td> </tr> <tr> <td>ツイッターやフェイスブックなどのソーシャルメディア</td> <td>38</td> <td>52</td> <td>49</td> <td>35</td> <td>27</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>214</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>12</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>48</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">図. 緑に関する行政の取組について どのような手段で広報するべきか (横浜の緑に関する市民意識調査：平成 24 年 7 月)</p> </div>	広報手段	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	無回答	合計	区役所や駅などの公共施設にあるチラシ	29	51	56	52	95	64	13	2	362	広報よこはま	37	87	134	130	226	143	48	7	812	横浜市のホームページ	33	81	94	91	87	45	9	4	444	緑に関するイベントの開催	44	74	81	81	98	53	18	4	453	スーパー、コンビニ等の掲示板	32	62	73	74	102	62	15	2	422	タウン誌	27	68	84	72	125	74	21	5	476	電車の車内広告	56	80	86	67	65	34	12	1	401	新聞広告	28	34	58	62	95	66	26	1	370	ツイッターやフェイスブックなどのソーシャルメディア	38	52	49	35	27	8	3	2	214	その他						4	12	10	5	8	6	0	3	48
広報手段	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	無回答	合計																																																																																																											
区役所や駅などの公共施設にあるチラシ	29	51	56	52	95	64	13	2	362																																																																																																											
広報よこはま	37	87	134	130	226	143	48	7	812																																																																																																											
横浜市のホームページ	33	81	94	91	87	45	9	4	444																																																																																																											
緑に関するイベントの開催	44	74	81	81	98	53	18	4	453																																																																																																											
スーパー、コンビニ等の掲示板	32	62	73	74	102	62	15	2	422																																																																																																											
タウン誌	27	68	84	72	125	74	21	5	476																																																																																																											
電車の車内広告	56	80	86	67	65	34	12	1	401																																																																																																											
新聞広告	28	34	58	62	95	66	26	1	370																																																																																																											
ツイッターやフェイスブックなどのソーシャルメディア	38	52	49	35	27	8	3	2	214																																																																																																											
その他						4	12	10	5	8	6	0	3	48																																																																																																						
<p>出典</p>	<p>「横浜みどりアップ計画」 参考 URL : http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/midoriup/</p>																																																																																																																			

施策事例⑤-6 横浜市公園施設点検マニュアル

施策実施の背景・目的	「横浜市公園施設点検マニュアル」は、市民が公園を安心して安全、快適に利用できるように、公園施設の点検方法について基準やポイントを明確にしたマニュアルとして、平成14年6月に初めて策定しました。 その後、遊具点検に関わる部分について内容を大幅に見直し、新たに「遊具点検マニュアル(案)」を策定。
内容	施設の点検は、以下の5つ。 ① 安全性の確認(施設の劣化・破損、見通しの確保等) ② 機能の保全(消耗、劣化した部材の交換、排水機能の確認等) ③ 劣化状況等の施設情報の収集・記録 ④ 衛生状態や快適性の確認(落書き・汚物等による汚損等) ⑤ 周辺施設に対する影響の確認(越境枝、排水処理等)
出典	横浜市ホームページ「公園施設点検マニュアル」 参考 URL : http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/park/yuugu/manual.html

施策事例⑤-7 開発事業に伴う緑化及び公園等の協議について

施策実施の背景・目的	開発事業に対して、緑化又は既存の樹木の保存計画の審査、指導を行い、開発の際に緑を創出します。(根拠：横浜市開発事業の調整等に関する条例)			
内容	開発行為に伴う公園等の設置について			
		適用対象	公園面積算定基準	施設の種類の
	住宅的施設	開発区域面積0.3ha以上の開発行為	開発区域面積の6%以上 ・1箇所当たりの面積の最低限度は、150平方メートルとする。 ・傾斜角20度をこえる造成法面及び擁壁(ただし、天端を除く。)の面積は除外する。	公園/緑地 ・緑地を選択する場合の条件は、開発許可の基準を参照してください。
	非住宅的施設	開発区域面積0.5ha以上の開発行為	開発区域面積の3%以上 1箇所当たりの面積の最低限度は、150平方メートルとする。 ・傾斜角20度をこえる造成法面及び擁壁(ただし、天端を除く。)の面積は除外する。	公園/緑地/広場 ・緑地を選択する場合の条件は、開発許可の基準を参照してください。
出典	横浜市ホームページ「開発事業に伴う緑化及び公園等の協議について」 http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kaihatsu/kyougi/kouen.html 「横浜みどりアップ計画」 参考 URL : http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/midoriup/			

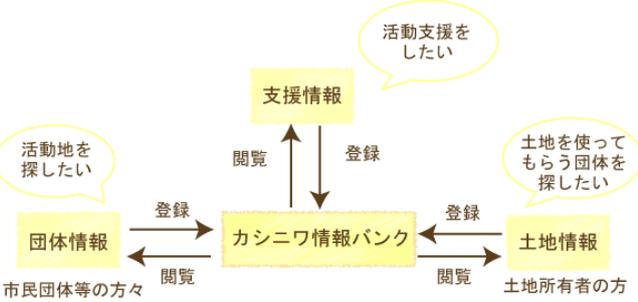
施策事例⑤-8 公開性・視認性の高い緑化への補助

<p>施策実施の背景・目的</p>	<p>緑の環境をつくり育てる条例や、緑化地域制度等の法令で定める基準以上の緑化を行う市民・事業者に対し、緑化費用の一部を助成します。</p>																										
<p>内容</p>	<p>公開性や視認性のある場所で、生物多様性の向上に寄与する緑化に対し、屋上・壁面に加え、地面緑化も対象とし、上限額の引き上げや、維持管理費の助成など助成を拡充しています。</p> <p>※公開性とは…広く一般の方が立ち入れること等 ※視認性とは…広く一般の方が目にすることができること等</p> <p>■緑化・維持管理の助成の基準</p> <table border="1" data-bbox="351 616 1396 1198"> <thead> <tr> <th>対象場所</th> <th>対象緑化事業</th> <th>対象内容</th> <th>緑化面積</th> <th>助成額上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市内の建築物</td> <td>屋上</td> <td>樹木緑化 芝等、その他緑化</td> <td rowspan="2">3㎡以上</td> <td rowspan="2">100万円/件</td> </tr> <tr> <td>壁面</td> <td>多年生、つる性木本、パネル等による緑化</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区 公開性又は視認性のある場所</td> <td>屋上</td> <td>樹木緑化 芝等、その他緑化</td> <td rowspan="3">10㎡以上</td> <td rowspan="3">500万円/件</td> </tr> <tr> <td>壁面</td> <td>多年生、つる性木本、パネル等による緑化</td> </tr> <tr> <td>地面</td> <td>高木、中木以上の樹木緑化等</td> </tr> <tr> <td>鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区 公開性又は視認性のある屋上・壁面緑化の整備場所</td> <td>維持管理</td> <td>委託費 備品等購入費</td> <td>-</td> <td>50万円/年 (うち備品等購入費は5万円/年)</td> </tr> </tbody> </table> <p>■対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化に係る基盤整備及び灌漑施設の工事費 ・緑化に係る基盤整備及び灌漑施設に要する材料、土壌及び樹木等（「その他緑化」に係るものを除く）の購入費 ・樹木などの植栽費 ・地面緑化に係る沿道部分のブロック塀及びフェンス等の撤去費 <p>■助成金額</p> <p>次のいずれか少ない額が上限額となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象経費の額の1/2 2. 樹木緑化：2万円/m²として算出した額 3. 芝等緑化、その他緑化及び壁面緑化：1万円/m²として算出した額 4. 1件あたり100万円、又は1件あたり500万円 <p>※2.と3.の緑化を行う場合は合算した金額となります。</p>	対象場所	対象緑化事業	対象内容	緑化面積	助成額上限	市内の建築物	屋上	樹木緑化 芝等、その他緑化	3㎡以上	100万円/件	壁面	多年生、つる性木本、パネル等による緑化	鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区 公開性又は視認性のある場所	屋上	樹木緑化 芝等、その他緑化	10㎡以上	500万円/件	壁面	多年生、つる性木本、パネル等による緑化	地面	高木、中木以上の樹木緑化等	鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区 公開性又は視認性のある屋上・壁面緑化の整備場所	維持管理	委託費 備品等購入費	-	50万円/年 (うち備品等購入費は5万円/年)
対象場所	対象緑化事業	対象内容	緑化面積	助成額上限																							
市内の建築物	屋上	樹木緑化 芝等、その他緑化	3㎡以上	100万円/件																							
	壁面	多年生、つる性木本、パネル等による緑化																									
鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区 公開性又は視認性のある場所	屋上	樹木緑化 芝等、その他緑化	10㎡以上	500万円/件																							
	壁面	多年生、つる性木本、パネル等による緑化																									
	地面	高木、中木以上の樹木緑化等																									
鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区 公開性又は視認性のある屋上・壁面緑化の整備場所	維持管理	委託費 備品等購入費	-	50万円/年 (うち備品等購入費は5万円/年)																							
<p>出典</p>	<p>横浜市ホームページ「緑をつくる民有地緑化助成制度」 http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/midoriup/jigyo/midori/minyuchiryoka/</p>																										



事例⑥ 柏市

施策事例⑥-1 遊休地活用のしくみ（カシニワ制度）

<p>施策実施の背景・目的</p>	<p>カシニワ制度とは、市内で市民団体等のかたがたが手入れを行いながら主体的に利用しているオープンスペース（樹林地や空き地等）並びに一般公開可能な個人のお庭を「カシニワ＝かしわの庭・地域の庭」と位置付け、カシニワへの関りを通じて、みどりの保全・創出、人々の交流の増進、地域の魅力アップを図っていくことを目的とした制度です。</p>
<p>内容</p>	<p>(1) カシニワ情報バンク</p> <p>「土地を使ってもらいたい」土地所有者、「土地を使いたい」市民団体等、「市民団体等の活動を支援したい」市民の方、それぞれの情報を市が集約して、仲介を行います。</p>  <p>(2) カシニワ公開</p> <p>さらに、土地所有者と市民団体等とのマッチングを図り、市民団体等が活動を行っている場所を「地域の庭」として一般に公開し、誰でも利用できるオープンスペースにしています。また、一般公開可能な個人の庭(オープンガーデン)の情報も市に登録していただいております。</p> <p>(3) カシニワ制度助成金</p> <p>一般財団法人柏市みどりの基金で、カシニワ制度登録者への助成金の交付を行っています。</p>
<p>出典</p>	<p>柏市ホームページ「カシニワとは？」 参考 URL : http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/110600/p006771.html</p>

事例⑦ 兵庫県

施策事例⑦-1 県民まちなみ緑化事業（一般緑化）

施策実施の背景・目的 都市における環境の改善や防災性の向上等を図るため、県民緑税を活用し、住民団体等が実施する植樹や芝生化などの緑化活動に対して支援を行う「県民まちなみ緑化事業」を平成18年度から実施しています。

内容 ■制度の概要（一般緑化）

一般緑化

一般緑化の事例

概要 公園、ひろば、マンション、道路・河川沿い、学校等での植樹

例) 地域の自治会で公園にシンボルツリーや低木を植樹
住民団体でマンション敷地内に植樹
緑化活動グループで道路沿いに花木を植樹 など

道路沿いの花壇に、子どもたちやボランティアの方々が楽しく植栽を行っています。

緑に囲まれた場所となることで心に安らぎを与え、うるおいのある空間となります。

植栽活動や維持管理作業を通じて、地域住民の交流も活発になります。

before

after

枯れたサクラや低木をリニューアルし、地域の公園が憩いの場所となりました。

アジサイ、バラ、ツツジ等の花木や低木も対象となります。一年草（アサガオ、コスモス、パンジー等）は対象となりません。

利用者の声

東中ふるさと委員会 田中 会長

この花街道は、山深い但馬の郷、自然に恵まれた風土の中で、情緒あふれるものを作りたいという考えから、県民まちなみ緑化事業（一般緑化）の支援を受け、農道側面の斜面に約170本のサルズベリを植樹しました。まだまだ成長過程ですが、花の大好きな県中區民の憩いの場として、知恵を出し合い、試行錯誤しながら育んでいます。「笑顔の花咲く 和みの郷」を目指して、地域の人々の癒しの場、笑顔の場、都会の人々がいつか行ってみたい場所の一つになれるよう夢を抱いています。

一般緑化（植栽）の補助内容

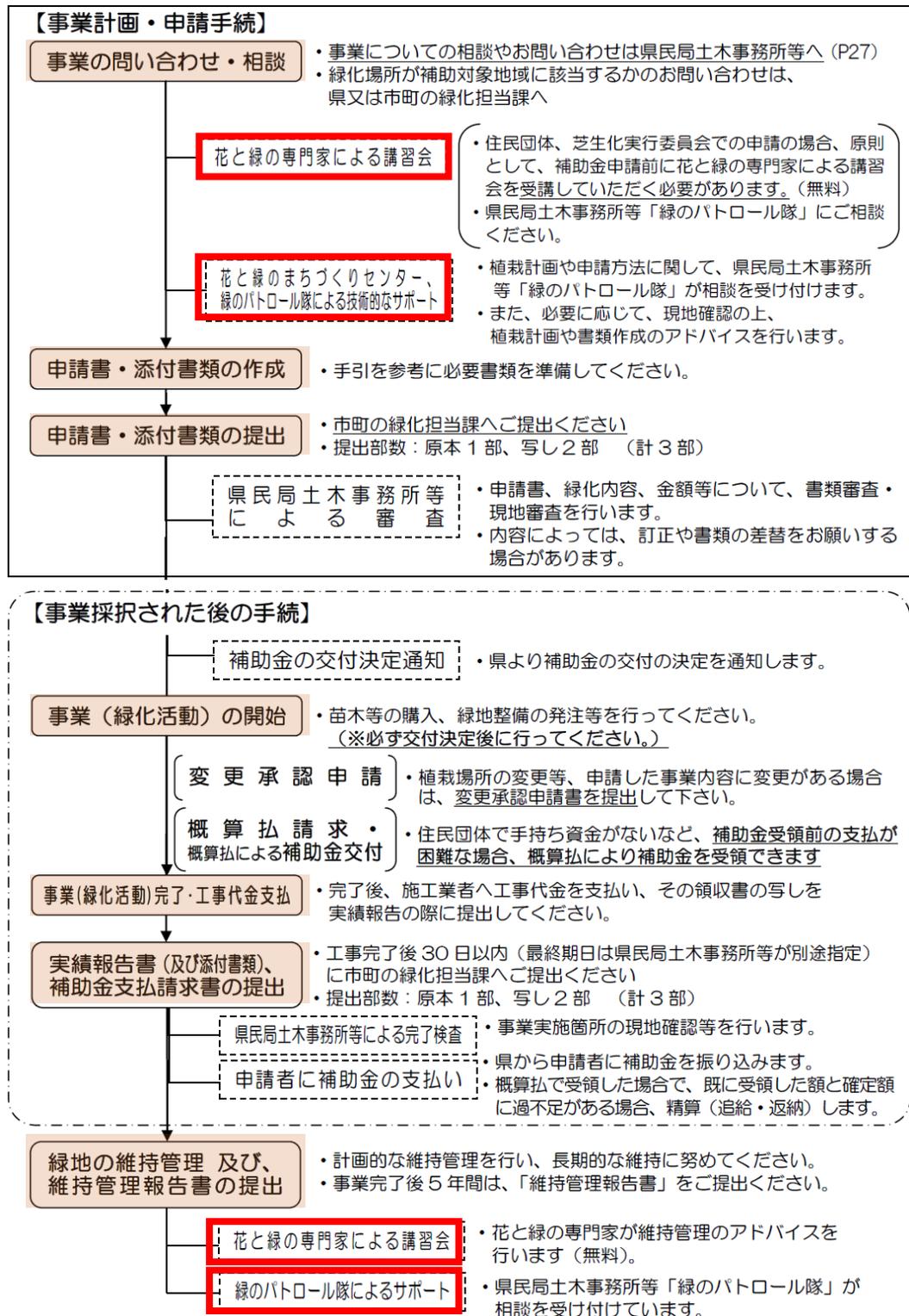
項目	住民団体が公共用地で実施	個人・法人等が実施
補助条件	最小規模：30㎡以上	最小規模：100㎡以上
対象経費及び補助金額	<p>緑地整備に要する次の費用を補助（①、②）</p> <p>①緑化資材費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苗木（高木・中木・低木、また、部分的に用いる場合のみ 草本類（多年草）も対象となります。ただし、一年草は対象ではありません。） ・ 肥料、土壌改良材（普通化成、バーク堆肥、真砂土等） ・ 支柱（鳥居支柱、生垣支柱等） ・ 維持管理に最低限必要な用具類（ホース、バケツ、シャベル、スプリンクラー、灌水チューブ、タイマー等） ・ その他、緑地整備に必要な資材（マルチング材、プランター、防草シート、土留め材等） <p>②施工費（住民団体による施工が困難な工事）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重機が必要な工事 ・ 住民団体による施工が危険な工事 ・ 専門業者の施工が一般的な工事（高・中木の植樹、土壌改良）等 <p>ただし、低木の植栽手間は除きます。</p>	<p>緑地整備に要する費用の1/2以内を補助</p>
補助限度額	最大400万円まで（8,000円/㎡×緑化面積（㎡）まで）	最大250万円まで（5,000円/㎡×緑化面積（㎡）まで）

また、上記の他にも、道路に面した土地で、延長5m以上の生垣設置に対する補助（補助率1/2（最大75万円まで））や、土石採取跡地など、周囲の景観を著しく害するような土地の修景を図るために行う緑化に対する補助（最大100万円まで（緑化資材のみ））もあります。 詳細は、裏表紙の問い合わせ先までおたずねください。

生垣緑化の事例 2

■手続きの流れ＜一般緑化（学校などの公共用地において住民団体が実施）＞

申請手続や採択後の手続は以下の通りであり、手続時や採択後の緑化実施時など、各所で「緑のパトロール隊」や「花と緑の専門家による講習会」などの技術的支援策も併せて活用できる。



出典

兵庫県ホームページ「県民まちなみ緑化事業平成30年度募集について」
https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/wd20_000000005.html

施策事例⑦-2 緑のパトロール隊の設置

施策実施の背景・目的	花と緑あふれる“美しい県土づくり”を県民の参画と協働で進めるため、まちの緑の状況の点検や、その結果を踏まえた緑化団体の育成・活動支援を行う。
内容	<p><緑のパトロールの対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路沿線等の公共的空間の緑地の管理状況の点検 ・住民団体が維持・管理している緑地の点検 ・公共的空間における緑化可能地の調査・発掘等 <p><緑のパトロール隊の職務内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民団体等が維持・管理している緑地の点検 ・住民団体等への指導・助言 ・住民団体等の育成・支援 ・緑地の管理状況の点検 ・県民まちなみ緑化事業に関する指導・助言 ・緑化可能地の調査、住民団体の掘り起こし など <p>※（公財）兵庫県園芸・公園協会の非常勤嘱託員として活動</p>
出典	兵庫県ホームページ「緑のパトロール隊の設置」 https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/wd20_000000037.html

施策事例⑦-3 花緑団体中間支援等活動支援事業（中間支援活動部門）

施策実施の背景・目的	地域において花緑団体の新規立ち上げや活力維持、学生との連携や団体間のネットワークづくりを実施するなど、組織力や技術力のある花緑団体が行う中間支援活動を支援することにより、地域全体の花緑活動レベルの維持向上を図る。
内容	<p>1 要件</p> <p>【団体の要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 兵庫県下において活動を行う団体 ② 構成員等が明確で一体性を有している団体（私的活動と明らかに区別できること） ③ 過去から緑化活動を継続しており、1の目的にかなう中間支援活動を行うことが可能な団体 <p>【対象となる活動】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域の花緑団体への活動支援、技術支援、人材交流などを支援する活動や、花緑団体の新規立ち上げ、活力維持、学生との連携や他団体とのネットワークづくりを支援する活動 <p><対象となる活動例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他団体への講習会やワークショップ等の開催 ・人材交流を促す「寄せ植え展」等のイベントの開催 ・技術指導を伴う育苗活動 ・学生と連携した活動 など <p>2 支援の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援の対象となる活動に対し次の費用の一部を補助 ・年10団体程度。1団体あたり上限10万円。最長5年間 <p>【補助対象経費】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 学習セミナー・シンポジウム等の会場使用費や設営費 ② 学習セミナー・シンポジウム等の開催を周知する案内書類作成費 ③ 学習セミナー・シンポジウム等に使用する教材の資料作成費 ④ 他団体への技術指導や普及啓発活動にかかる地盤整備のための資材費 ⑤ 技術指導を伴う育苗に必要な資材費・資料作成費 ⑥ その他必要と認められるもの <p>3 活動の報告</p> <p>支援を受ける団体は各年度内に年間活動の実績報告を行わなければならない。 また、活動状況は県ホームページなどの広報媒体で公表される場合がある。</p> 
出典	兵庫県ホームページ「花緑団体中間支援等活動支援事業」 https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/kendo-toshiseisaku/hanamidoridanntaichuukannshien.html

施策事例⑦-4 尼崎 21 世紀の森づくり協議会

<p>施策実施の背景・目的</p>	<p>「尼崎 21 世紀の森構想」の推進にあたり、すべての主体の参画と協働による取り組みを進めるため、「尼崎 21 世紀の森づくり協議会」を設置。</p>
<p>内容</p>	<p>尼崎臨海地域（約 1,000ha）において、人々の暮らしにゆとりと潤いをもたらす水と緑豊かな自然環境を創出し、自然と人が共生する環境共生型のまちづくりをめざして、平成 14 年 3 月に「尼崎 21 世紀の森構想」が策定されました。</p> <p>この、尼崎 21 世紀の森構想の推進にあたっては、市民をはじめあらゆる主体がイメージの共有化を図るとともに、それぞれが創意工夫しながら積極的にまちづくり・森づくりを進めるため、全ての主体の参画と協働による取り組みが必要です。</p> <p>そのため市民、企業、各種団体、学識者等からなる森構想推進母体の中核組織である「尼崎 21 世紀の森づくり協議会」が平成 14 年 8 月に設置されました。</p> <p>先導拠点地区として位置づけられる「兵庫県立尼崎の森中央緑地」だけでなく、尼崎臨海地域全体を対象としたまちづくりに関する議論や取り組みの実践がなされています。</p> <div data-bbox="367 660 949 1153" style="text-align: center;"> </div>
<p>出典</p>	<p>兵庫県ホームページ「尼崎 21 世紀の森づくり協議会概要」 https://web.pref.hyogo.lg.jp/hsk07/21mori/kyougikai/21morikyougikaigaiyou.html</p>

事例⑧ 墨田区

施策事例⑧-1 小中学校、児童館、保育園などとセットで公園の整備を進める

施策実施の背景・目的	中和公園、業平公園、横川公園、若宮公園、菊川公園、両国公園の6公園が小学校に隣接・近接して整備されています。現在、菊川公園や中和公園などでは学校との連携した利活用がなされていますが、学校と公園との連携には未だ多くの可能性があります。また、文花宮前橋公園、たちばな児童遊園等のように児童館や保育園に隣接した箇所もあり、それらの施設から公園へ直接アクセスできる扉付きフェンスや、年齢層に合わせた遊具が整備されている公園もあります。
内容	<p>このような成果を踏まえ、小中学校、児童館、保育園等に隣接する公園の整備にあたっては、施設からのアクセスの向上や、これらの関連施設と連携しながら遊具などの施設整備を進めます。</p>  <p>小学校とセットで公園が整備されている例 図IV-18 菊川小学校と菊川公園</p>
出典	墨田区公園マスタープラン（平成22年11月） 参考 URL： http://www.city.sumida.lg.jp/kuseijoho/sumida_kihon/ku_kakusyukei-kaku/kouenmasuterplan.html

事例⑨ 茨木市

施策事例⑨-1 緑の相談

<p>施策実施の背景・目的</p>	<p>植物や園芸に関する相談を、市役所南館 1 階西側、市民生活相談課向かいの「緑の相談所」で行います。花や植木の育て方から果樹や野菜の作り方まで、専門的な知識をもつ相談員がお答えしますので、お気軽にご相談ください。</p>																																										
<p>内容</p>	<p><日時> 毎月第 1 金曜日（第 1 金曜日が祝日の場合は第 2 金曜日） ・10 時から 12 時までと 13 時から 16 時まで ・11 月のみ「農業祭」の日時 ・スケジュールは下記を参照</p> <p><開催場所> ・市役所南館 1 階 緑の相談所（市民生活相談課向かい、通信情報コーナーの奥） ・11 月のみ農業祭会場（中央公園）</p> <div style="text-align: center;">  <p>草花・樹木・農園等の相談は 緑の相談</p> <p>茨木市では、緑豊かなまちづくりを進めるため ◆緑の相談所◆を開設しています。 花や植木の育て方から果樹や野菜の作り方まで 専門知識をもつ相談員がお答えします。 お気軽にご相談ください。</p> <p>日 時 毎月第 1 金曜日（祝日の場合及び 1 月は第 2 金曜日） 午前 10 時から 12 時まで・午後 1 時から 4 時まで ※ 11 月のみ茨木市農業祭で開催します。</p> <p>場 所 茨木市役所南館 1 階通信情報コーナー 緑の相談所 ※ 11 月のみ茨木市農業祭会場（中央公園南グラウンド）</p> <p>※ 予約不要、無料です。対面相談のみで電話相談はありません。</p> <p>— 緑の相談スケジュール —</p> <table border="1" data-bbox="491 1294 1264 1720"> <thead> <tr> <th>相談日</th> <th>専門分野</th> <th>相談員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年 4月 6日（金）</td> <td>花・病害虫</td> <td>長村 智司 先生 熊谷 哲夫 先生</td> </tr> <tr> <td>平成30年 5月 11日（金）</td> <td>花・果樹</td> <td>山下 研介 先生 澤井 里恵子 先生</td> </tr> <tr> <td>平成30年 6月 1日（金）</td> <td>花・樹木・病害虫</td> <td>天野 孝之 先生 澤井 里恵子 先生</td> </tr> <tr> <td>平成30年 7月 6日（金）</td> <td>花</td> <td>細木 高志 先生 高橋 美和子 先生</td> </tr> <tr> <td>平成30年 8月 3日（金）</td> <td>野菜・病害虫</td> <td>安堂 和夫 先生 熊谷 哲夫 先生</td> </tr> <tr> <td>平成30年 9月 7日（金）</td> <td>花</td> <td>長村 智司 先生 大川内 美恵子 先生</td> </tr> <tr> <td>平成30年 10月 5日（金）</td> <td>花・果樹</td> <td>山下 研介 先生 上枝 由里 先生</td> </tr> <tr> <td>平成30年 11月 17日（土）</td> <td>花・樹木・病害虫</td> <td>天野 孝之 先生 高橋 美和子 先生</td> </tr> <tr> <td>平成30年 11月 18日（日）</td> <td>花・病害虫</td> <td>細木 高志 先生 熊谷 哲夫 先生</td> </tr> <tr> <td>平成30年 12月 7日（金）</td> <td>花・野菜</td> <td>安堂 和夫 先生 大川内 美恵子 先生</td> </tr> <tr> <td>平成31年 1月 11日（金）</td> <td>花</td> <td>長村 智司 先生 上枝 由里 先生</td> </tr> <tr> <td>平成31年 2月 1日（金）</td> <td>花・果樹</td> <td>山下 研介 先生 高橋 美和子 先生</td> </tr> <tr> <td>平成31年 3月 1日（金）</td> <td>樹木・病害虫</td> <td>天野 孝之 先生 熊谷 哲夫 先生</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 各日とも、専門分野以外のご相談でもお答えできます。 ※ 専門分野、相談員は変更する場合があります。また、開催内容を緑化講習に変更する場合があります。 最新の情報は、市ホームページでご確認ください。</p> <p><お問い合わせ> 茨木市役所農とみどり推進課 Tel. 072-620-1622</p> </div>	相談日	専門分野	相談員	平成30年 4月 6日（金）	花・病害虫	長村 智司 先生 熊谷 哲夫 先生	平成30年 5月 11日（金）	花・果樹	山下 研介 先生 澤井 里恵子 先生	平成30年 6月 1日（金）	花・樹木・病害虫	天野 孝之 先生 澤井 里恵子 先生	平成30年 7月 6日（金）	花	細木 高志 先生 高橋 美和子 先生	平成30年 8月 3日（金）	野菜・病害虫	安堂 和夫 先生 熊谷 哲夫 先生	平成30年 9月 7日（金）	花	長村 智司 先生 大川内 美恵子 先生	平成30年 10月 5日（金）	花・果樹	山下 研介 先生 上枝 由里 先生	平成30年 11月 17日（土）	花・樹木・病害虫	天野 孝之 先生 高橋 美和子 先生	平成30年 11月 18日（日）	花・病害虫	細木 高志 先生 熊谷 哲夫 先生	平成30年 12月 7日（金）	花・野菜	安堂 和夫 先生 大川内 美恵子 先生	平成31年 1月 11日（金）	花	長村 智司 先生 上枝 由里 先生	平成31年 2月 1日（金）	花・果樹	山下 研介 先生 高橋 美和子 先生	平成31年 3月 1日（金）	樹木・病害虫	天野 孝之 先生 熊谷 哲夫 先生
相談日	専門分野	相談員																																									
平成30年 4月 6日（金）	花・病害虫	長村 智司 先生 熊谷 哲夫 先生																																									
平成30年 5月 11日（金）	花・果樹	山下 研介 先生 澤井 里恵子 先生																																									
平成30年 6月 1日（金）	花・樹木・病害虫	天野 孝之 先生 澤井 里恵子 先生																																									
平成30年 7月 6日（金）	花	細木 高志 先生 高橋 美和子 先生																																									
平成30年 8月 3日（金）	野菜・病害虫	安堂 和夫 先生 熊谷 哲夫 先生																																									
平成30年 9月 7日（金）	花	長村 智司 先生 大川内 美恵子 先生																																									
平成30年 10月 5日（金）	花・果樹	山下 研介 先生 上枝 由里 先生																																									
平成30年 11月 17日（土）	花・樹木・病害虫	天野 孝之 先生 高橋 美和子 先生																																									
平成30年 11月 18日（日）	花・病害虫	細木 高志 先生 熊谷 哲夫 先生																																									
平成30年 12月 7日（金）	花・野菜	安堂 和夫 先生 大川内 美恵子 先生																																									
平成31年 1月 11日（金）	花	長村 智司 先生 上枝 由里 先生																																									
平成31年 2月 1日（金）	花・果樹	山下 研介 先生 高橋 美和子 先生																																									
平成31年 3月 1日（金）	樹木・病害虫	天野 孝之 先生 熊谷 哲夫 先生																																									
<p>出典</p>	<p>茨木市ホームページ「緑の相談をはじめました」 参考 URL : http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/noutomidori/menu/1470110240267.html</p>																																										

事例⑩ 大阪市

施策事例⑩-1 グリーンコーディネーター制度

施策実施の背景・目的	植物や園芸に関する相談を、市役所南館 1 階西側、市民生活相談課向かいの「緑の相談所」で行います。花や植木の育て方から果樹や野菜の作り方で、専門的な知識をもつ相談員がお答えします。																																																																																											
内容	<p>現在のみどりのボランティアに関する育成制度を継承・発展させ、ガーデニングから樹木管理までの花と緑に関する専門的な知識や技能を持った、市民主体のみどりのまちづくりを進めるリーダーとなる市民の育成に向けて、グリーンコーディネーター制度等の充実を通じ、これらの人材が活躍できる機会の充実をはかります。</p> <p>■受講資格 大阪市内に居住、在勤又は在学の満 18 歳以上の方で ① 登録後 3 年以上継続して活動する意思のある方。 ② 本市の緑化普及啓発の取り組みに理解がある方。 ③ 基本的に講習会の全座を受でき、認証後はグリーンコーディネーターとして地域活動を積極的に担う意志を強く持っておられる方。</p> <p>■育成講習会 内容：カリキュラムは「入門編」、「基礎編」、「実践編」、「活動編」で構成され基礎実践活動で構成され、全 30 回（28 日間）の講座で実施。</p> <p>■募集人員：24 名</p> <p>■認証：修了者には、大阪市長の認状を授与します。 認証を受けるには ① 卒業レポートの提出 ② 育成講習会への 5/6 以上の出席日数（24 日間）が必要です。</p> <p style="text-align: center;">講座カリキュラム（予定） ※ 開講日及び講座内容は変更する場合があります。</p> <table border="1" data-bbox="526 1030 1228 1948"> <thead> <tr> <th>開講日</th> <th>講座名</th> <th>講義概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月 20 日</td> <td>大阪市のみどりについて</td> <td>大阪市のまちづくり施策と都市公園</td> </tr> <tr> <td>6 月 27 日</td> <td>園芸の基礎知識 I</td> <td>栽培の基礎知識、病害虫の対策</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">7 月 4 日</td> <td>花と緑の市民協働</td> <td>地域コミュニティの再生による協働</td> </tr> <tr> <td>人権尊重の社会づくり</td> <td>人権問題の現状と大阪市の人権行政</td> </tr> <tr> <td>グリーンコーディネーターの活動</td> <td>地域の活動を紹介</td> </tr> <tr> <td>7 月 11 日</td> <td>園芸の基礎知識 II</td> <td>植物の繁殖</td> </tr> <tr> <td>7 月 18 日</td> <td>ワークショップを体験しよう</td> <td>課題に対しみんなで意見を出し合いまとめる</td> </tr> <tr> <td>7 月 25 日</td> <td>園芸の基礎知識 III</td> <td>草花の育て方</td> </tr> <tr> <td>8 月 1 日</td> <td>緑が育てる様々な生き物</td> <td>循環型の公園づくり、ピオトープ</td> </tr> <tr> <td>8 月 8 日</td> <td>園芸の基礎知識 IV</td> <td>植物の種類、環境、構造、花植えを楽しむ</td> </tr> <tr> <td>8 月 22 日</td> <td>花壇作りのポイント</td> <td>身近な空間を快適な空間に変えていくために</td> </tr> <tr> <td>8 月 29 日</td> <td>植物の特色を知ろう</td> <td>咲くやこの花館の展示植物から学ぶ</td> </tr> <tr> <td>9 月 5 日</td> <td>花壇づくり I</td> <td>花壇デザインの検討 ①</td> </tr> <tr> <td>9 月 12 日</td> <td>まちなみウォッチング！</td> <td>歩きながら街を見る・探る</td> </tr> <tr> <td>9 月 19 日</td> <td>きのこのお話</td> <td>里山と街路樹 花壇ときのこ</td> </tr> <tr> <td>9 月 26 日</td> <td>花飾りの実践活動</td> <td>花の植え付けと管理の仕方</td> </tr> <tr> <td>10 月 3 日</td> <td>天王寺動物園の生態展示と植物</td> <td>動物にやさしい生態展示と植物の活用</td> </tr> <tr> <td>10 月 10 日</td> <td>花壇づくり II</td> <td>花壇デザインの検討 ②</td> </tr> <tr> <td>10 月 17 日</td> <td>樹木の管理</td> <td>樹木の性質と剪定作業</td> </tr> <tr> <td>10 月 24 日</td> <td>花壇づくり III</td> <td>花壇デザインの検討 ③</td> </tr> <tr> <td>10 月 31 日</td> <td>花と緑のまちづくりの取組み</td> <td>まちづくりとグリーンコーディネーター</td> </tr> <tr> <td>11 月 7 日</td> <td>身近な植物の多様性</td> <td>いろいろなタネの形とその意味</td> </tr> <tr> <td>11 月 14 日</td> <td>心にやさしい緑づくり</td> <td>緑の活用と園芸療法</td> </tr> <tr> <td>11 月 21 日</td> <td>花壇づくり IV</td> <td>花壇デザインを仕上げる造成・施工</td> </tr> <tr> <td>12 月 5 日</td> <td>公園利用者の安全確保</td> <td>公園施設の安全点検と安全利用</td> </tr> <tr> <td>12 月 12 日</td> <td>市民講師の為のプレゼンテーション</td> <td>プレゼンテーションのテクニック</td> </tr> <tr> <td>12 月 19 日</td> <td>花と緑のまちづくりの方向性、</td> <td>その背景と意義、緑地の機能・役割</td> </tr> <tr> <td>1 月 16 日</td> <td>小さな空間をデザインする</td> <td>住民参加で公園の整備案を考える</td> </tr> <tr> <td>1 月 23 日</td> <td>花と緑のボランティア活動</td> <td>地域ボランティア活動の実践のために</td> </tr> <tr> <td>2 月 6 日</td> <td>卒業レポートのプレゼンテーション</td> <td>今後の地域緑化活動に向けて</td> </tr> </tbody> </table>	開講日	講座名	講義概要	6 月 20 日	大阪市のみどりについて	大阪市のまちづくり施策と都市公園	6 月 27 日	園芸の基礎知識 I	栽培の基礎知識、病害虫の対策	7 月 4 日	花と緑の市民協働	地域コミュニティの再生による協働	人権尊重の社会づくり	人権問題の現状と大阪市の人権行政	グリーンコーディネーターの活動	地域の活動を紹介	7 月 11 日	園芸の基礎知識 II	植物の繁殖	7 月 18 日	ワークショップを体験しよう	課題に対しみんなで意見を出し合いまとめる	7 月 25 日	園芸の基礎知識 III	草花の育て方	8 月 1 日	緑が育てる様々な生き物	循環型の公園づくり、ピオトープ	8 月 8 日	園芸の基礎知識 IV	植物の種類、環境、構造、花植えを楽しむ	8 月 22 日	花壇作りのポイント	身近な空間を快適な空間に変えていくために	8 月 29 日	植物の特色を知ろう	咲くやこの花館の展示植物から学ぶ	9 月 5 日	花壇づくり I	花壇デザインの検討 ①	9 月 12 日	まちなみウォッチング！	歩きながら街を見る・探る	9 月 19 日	きのこのお話	里山と街路樹 花壇ときのこ	9 月 26 日	花飾りの実践活動	花の植え付けと管理の仕方	10 月 3 日	天王寺動物園の生態展示と植物	動物にやさしい生態展示と植物の活用	10 月 10 日	花壇づくり II	花壇デザインの検討 ②	10 月 17 日	樹木の管理	樹木の性質と剪定作業	10 月 24 日	花壇づくり III	花壇デザインの検討 ③	10 月 31 日	花と緑のまちづくりの取組み	まちづくりとグリーンコーディネーター	11 月 7 日	身近な植物の多様性	いろいろなタネの形とその意味	11 月 14 日	心にやさしい緑づくり	緑の活用と園芸療法	11 月 21 日	花壇づくり IV	花壇デザインを仕上げる造成・施工	12 月 5 日	公園利用者の安全確保	公園施設の安全点検と安全利用	12 月 12 日	市民講師の為のプレゼンテーション	プレゼンテーションのテクニック	12 月 19 日	花と緑のまちづくりの方向性、	その背景と意義、緑地の機能・役割	1 月 16 日	小さな空間をデザインする	住民参加で公園の整備案を考える	1 月 23 日	花と緑のボランティア活動	地域ボランティア活動の実践のために	2 月 6 日	卒業レポートのプレゼンテーション	今後の地域緑化活動に向けて
開講日	講座名	講義概要																																																																																										
6 月 20 日	大阪市のみどりについて	大阪市のまちづくり施策と都市公園																																																																																										
6 月 27 日	園芸の基礎知識 I	栽培の基礎知識、病害虫の対策																																																																																										
7 月 4 日	花と緑の市民協働	地域コミュニティの再生による協働																																																																																										
	人権尊重の社会づくり	人権問題の現状と大阪市の人権行政																																																																																										
	グリーンコーディネーターの活動	地域の活動を紹介																																																																																										
7 月 11 日	園芸の基礎知識 II	植物の繁殖																																																																																										
7 月 18 日	ワークショップを体験しよう	課題に対しみんなで意見を出し合いまとめる																																																																																										
7 月 25 日	園芸の基礎知識 III	草花の育て方																																																																																										
8 月 1 日	緑が育てる様々な生き物	循環型の公園づくり、ピオトープ																																																																																										
8 月 8 日	園芸の基礎知識 IV	植物の種類、環境、構造、花植えを楽しむ																																																																																										
8 月 22 日	花壇作りのポイント	身近な空間を快適な空間に変えていくために																																																																																										
8 月 29 日	植物の特色を知ろう	咲くやこの花館の展示植物から学ぶ																																																																																										
9 月 5 日	花壇づくり I	花壇デザインの検討 ①																																																																																										
9 月 12 日	まちなみウォッチング！	歩きながら街を見る・探る																																																																																										
9 月 19 日	きのこのお話	里山と街路樹 花壇ときのこ																																																																																										
9 月 26 日	花飾りの実践活動	花の植え付けと管理の仕方																																																																																										
10 月 3 日	天王寺動物園の生態展示と植物	動物にやさしい生態展示と植物の活用																																																																																										
10 月 10 日	花壇づくり II	花壇デザインの検討 ②																																																																																										
10 月 17 日	樹木の管理	樹木の性質と剪定作業																																																																																										
10 月 24 日	花壇づくり III	花壇デザインの検討 ③																																																																																										
10 月 31 日	花と緑のまちづくりの取組み	まちづくりとグリーンコーディネーター																																																																																										
11 月 7 日	身近な植物の多様性	いろいろなタネの形とその意味																																																																																										
11 月 14 日	心にやさしい緑づくり	緑の活用と園芸療法																																																																																										
11 月 21 日	花壇づくり IV	花壇デザインを仕上げる造成・施工																																																																																										
12 月 5 日	公園利用者の安全確保	公園施設の安全点検と安全利用																																																																																										
12 月 12 日	市民講師の為のプレゼンテーション	プレゼンテーションのテクニック																																																																																										
12 月 19 日	花と緑のまちづくりの方向性、	その背景と意義、緑地の機能・役割																																																																																										
1 月 16 日	小さな空間をデザインする	住民参加で公園の整備案を考える																																																																																										
1 月 23 日	花と緑のボランティア活動	地域ボランティア活動の実践のために																																																																																										
2 月 6 日	卒業レポートのプレゼンテーション	今後の地域緑化活動に向けて																																																																																										
出典	大阪市ホームページ「大阪市グリーンコーディネーターとして活動しませんか」 参考 URL：http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000178182.html																																																																																											

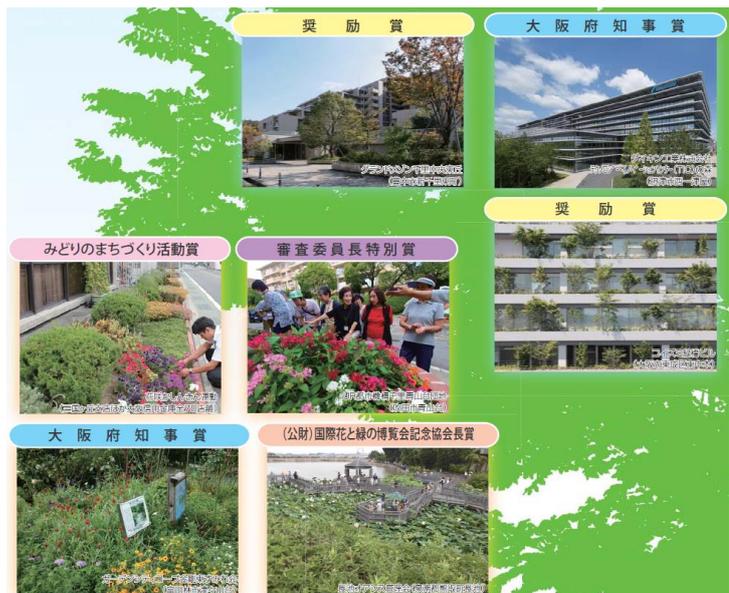
施策事例⑩-2 緑視率調査

<p>施策実施の背景・目的</p>	<p>みどりのまちづくりを進めていく中で、市民・事業者・行政がみどりの現状を共有し、共にみどりの保全・創出を進めていくために活用するツールとして共有できる指標として、緑視率を設定します。</p>																													
<p>内容</p>	<p>市民・事業者・行政が一体となって、効果的・効率的により多くの人が実感できる緑のまちづくりが重要となり、またその進捗状況を共有することが必要です。そのため、実感できる緑の量とその増減を分かりやすい尺度で情報発信し、みどりのまちづくりの意識啓発や機運づくりにつなげていくための「共有指標」として、「緑視率」を設定します。</p> <p>緑視率の測定場所は、大阪の顔となる場所や、多くの人が集まり緑を認識しやすい場所である駅前や幹線道路沿いの場所などの代表となる8箇所をまず設定します。この8箇所における緑視率については定期的に測定・公表し、市民・事業者・行政が一体となったみどりのまちづくりの進捗状況をはかる一つの目安として活用します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="363 1014 810 1339"> </div> <div data-bbox="837 331 1430 869"> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>■測定場所</p> <p>■各測定場所の緑視率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #f4a460;"> <th>測定場所</th> <th>緑視率</th> <th>H27末</th> <th>H37末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>うめきた</td> <td>31%</td> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">3年ごとに 測定・公表</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大阪駅前</td> <td>13%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>淀屋橋</td> <td>17%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大阪城公園駅前</td> <td>26%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>御堂筋①</td> <td>32%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>御堂筋②</td> <td>36%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>難波駅前</td> <td>10%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>阿倍野歩道橋</td> <td>1%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	測定場所	緑視率	H27末	H37末	うめきた	31%	3年ごとに 測定・公表		大阪駅前	13%		淀屋橋	17%		大阪城公園駅前	26%		御堂筋①	32%		御堂筋②	36%		難波駅前	10%		阿倍野歩道橋	1%	
測定場所	緑視率	H27末	H37末																											
うめきた	31%	3年ごとに 測定・公表																												
大阪駅前	13%																													
淀屋橋	17%																													
大阪城公園駅前	26%																													
御堂筋①	32%																													
御堂筋②	36%																													
難波駅前	10%																													
阿倍野歩道橋	1%																													
<p>出典</p>	<p>「大阪市緑の基本計画」p36-41</p>																													

事例⑪ 大阪府

施策事例⑪-1 みどりのまちづくり賞（愛称：大阪ランドスケープ賞）

<p>施策実施の背景・目的</p>	<p>大阪府では”美しく季節感のあるみどりの中で、人と人、人と自然のつながりが生まれ、さわやかな風を感じる快適なまち”「みどりの風を感じる大都市・大阪」の実現を目指しています。</p> <p>みどりのまちづくり賞とは、みどりのまちづくりに貢献する「まちが美しくなるみどりづくり」（建物や公共施設のみどりで、周辺の街並みと調和した美しい景観となっているもの）、「まちが笑顔になるみどりづくり」（駅前や企業の敷地、公共施設における地域住民・団体による緑化活動など）に取り組まれた方々を表彰するものです。</p>
<p>内容</p>	<p>■応募部門・応募の要件 大阪府内における、みどりの景観づくり及び活動を募集します。自薦、他薦は問いません。また、個人、団体、企業、公共、あらゆる方面からの応募を対象としています。</p> <p>■概要</p> <p><u>1. ランドスケープデザイン部門（まちが美しくなるみどりづくり）</u></p> <p><対象> マンション、ビル、工場、住宅、商業施設などの屋外空間で、建物とともに周辺のまちなみと調和して美しい景観を形成しているもの。 病院、学校、図書館、公民館などの公益的な施設の屋外空間や、街路、河川、公園などで、周辺のまちなみと調和して美しい景観を形成しているもの。 整備または再整備の竣工後5年以内のもの。</p> <p><審査の視点> 空間の美しさ、デザイン性、周辺景観との調和、公開性など。 その他、この賞の趣旨に添ったもの。</p> <p><u>2. ランドスケープマネジメント（管理運営・活動）部門（まちが笑顔になるみどりづくり）</u></p> <p><対象> 緑化や花修景、植物の管理運営を通じて地域のみどりを豊かにし、美しい景観や憩いの空間を提供している市民活動等。 街路、河川、公園などの公共空間や駅前広場、病院、学校などの公益的な空間、企業や商業施設などの敷地において、適切に維持、管理、運営され、地域の良好なみどりづくりに貢献している活動や事業。 活動を行っている方や、その活動に対する支援を行っている方。 応募時点で、概ね1年以上継続して活動、事業を実施しているもの。</p> <p>過去に、みどりのまちづくり賞において知事賞・花博協会長賞・ランドスケープコンサルタンツ協会関西支部長賞（3賞）の表彰を受けたものは受賞後5年を、3賞以外（奨励賞・活動賞等）の表彰を受けたものは受賞後3年を経過しているもの。</p> <p><審査の視点> 地域コミュニティ活性化への貢献度、取り組みの独創性や社会性、高度管理による空間の美しさ、継続性など。</p>
<p>出典</p>	<p>大阪府ホームページ「みどりのまちづくり賞（愛称：大阪ランドスケープ賞）について」 参考 URL：http://www.pref.osaka.lg.jp/koen/jigyuu/machizukurisyo.html</p>



施策事例⑪-2 大阪府生物多様性センターにおける活動支援

<p>施策実施の背景・目的</p>	<p>生物多様性センターでは、大阪府内の生物多様性保全に関する調査研究を行っています。また、調査研究の成果を活用して、府内のみなさまが生物多様性保全に取り組まれる際の活動支援を行っています。</p> <p>生物多様性保全に取り組む第一歩は生物多様性を「知る」ことです。そして、できる範囲で生物多様性を伝え、守る活動に「取り組む」ことが大切です。当センターでは、府民のみなさん、学校、企業、行政、それぞれの立場の方に向けて、生物多様性を「知り」、「取り組む」活動を支援しています。</p>
<p>内容</p>	<p>■府民のみなさま 当センターでは、府民の方向けの生物多様性関連のイベントを開催しています。また、当センターで行う水辺の生物多様性に関する様々な行事やイベントなどにご協力いただける方を対象とする、市民ボランティア登録制度「生物多様性センターサポートスタッフ」を設けています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見学研修受け入れ ・生物多様性関連のイベントの開催 ・生物多様性センターサポートスタッフ制度 ・イタセンパラ保全市民ネットワーク（イタセンネット） <p>■学校関係者のみなさま 学校での取組みは、次世代を担う子どもたちが、生物多様性を大切に思う心を育む上で重要な機会です。生物多様性は理科だけでなく、社会科や生活科など、様々な教科と関連して学ぶことが可能です。生物多様性センターでは、学校のみなさまの取組みを支援するため、大阪府と協同で教師の皆様を対象とした環境学習用資料の作成や、学校ビオトープでの学習支援、団体での見学研修の受け入れなどを行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見学研修受け入れ ・生物多様性学習用資料の提供 ・学校ビオトープでの学習支援 ・イタセンパラ保全市民ネットワーク（イタセンネット） <p>■事業者のみなさま 生物多様性の保全は、社会全体が連携して取り組むべき課題です。特に企業は国内外で直接的もしくは、間接的に生物多様性の恵みを利用して事業を行っていることから、事業継続のためには、生物多様性と対峙するのではなく、共生し持続可能な利用を行うことが重要です。全てのいのちが共生する社会を構築するために、企業の取組みが必要とされています。生物多様性センターでは、CSR 活動で大阪の生物多様性に取り組む企業への皆様の支援を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CSR 活動ガイドブック ・社内研修会・セミナーへの講師派遣 ・生物多様性研修用資料の提供 ・事業所敷地内などでの取組み ・おおさか生物多様性パートナー協定制度への参画 <p>■行政機関のみなさま 生物多様性を活かしたまちづくりや、市民参加型イベント等に取り組まれている行政のみなさまへの活動支援等を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見学研修受け入れ ・生物多様性学習用資料の提供 ・生物多様性を活かしたまちづくり支援
<p>出典</p>	<p>大阪府生物多様性センター ホームページ http://www.kannousuiken-osaka.or.jp/biodiv/index.html</p>

施策事例⑪-3 寝屋川公園における環境にやさしい公園の取り組み

<p>施策実施の背景・目的</p>	<p>大阪府営公園では、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和などを目的に、環境に配慮した公園づくりを進めています</p>	
<p>内容</p>	<p>■剪定木を焼却するのではなくチップ化して公園内で活用 チップは、樹林地内へ敷均して樹木の生育を促したり、雑草の抑制に役立てたり、修景効果に役立っています。今後は、落ち葉の堆肥化、及びその過程で生じるカブトムシなどの昆虫繁殖の試みなど総合学習や環境学習との連携も行いたいと考えています。</p> <p>■剪定枝・伐採木・樹木支柱を公園の手作り看板として使用 丈夫で元気な枝でも、景観や樹木の生長を考えて剪定・伐採を行います。チップ化せず再利用できる丈夫な枝や丸太は、園内の手作り看板に生まれ変わります。</p>	
<p>出典</p>	<p>寝屋川公園ホームページ「環境にやさしい公園」 http://neyagawa.osaka-park.or.jp/environment</p>	

事例⑫ 所沢市

施策事例⑫-1 公共施設緑化ガイドライン

<p>施策実施の背景・目的</p>	<p>本市をみどり豊かで美しい街並みにしていくためには、郊外のみどりだけではなく、道路や学校、住宅地など街中のみどりを育てていくことが大切です。みどりの量が少ない街中のみどりを効果的に創出するためには、公共公益施設を率先して緑化していくことが重要であるといえます。</p> <p>公共施設緑化ガイドラインは、公共公益施設における緑量の増加と緑視効果の向上をはじめ、本市の魅力ある景観の形成、快適な生活空間の創出、野生生物の生息・生育環境に適した緑化を踏まえた公共公益施設における「みどりの創出」を推進することを目的に、緑化の基準、緑化方法、維持管理、植栽候補種の選定、緑化協議などの基準を定めた公共公益施設の緑化指針とするものです。</p>
<p>内容</p>	<p><u>序章 はじめに</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本市における「みどりの創出」のありかた 2. 本市のみどりの現状と期待する効果 3. 公共施設における「みどりの創出」のありかた 4. 公共施設緑化ガイドラインについて 目的、位置づけ、緑化ガイドラインの構成 <p><u>第1章 公共建築物・学校、公園・緑地</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 緑化の基準 緑化の方針、緑化の量的・質的基準、緑化面積の算出方法、等 2. 緑化方法 地上部の緑化方法（植栽地、広場、駐車場、環境に関する緑化方法と樹木調達、等）、建築物の緑化方法（建築物緑化の効果、屋上等の緑化方法、壁面の緑化方法） 3. 維持管理 地上部の緑化の維持管理、建築物の緑化の維持管理 4. 植栽候補種の選定 緑化樹木の選定、地上部の緑化の植栽種、建築物の緑化の植栽種（適する/注意する植物）、等 <p><u>第2章 道路・交通広場</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 緑化方法 道路・交通広場の緑化の考え方、道路の緑化方法、交通広場の緑化方法 2. 植栽と維持管理 植栽種の選定、維持管理 <p><u>第3章 河川等</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 緑化方法 河川等の緑化の考え方、河川等の緑化方法 2. 植栽と維持管理 植栽種の選定、維持管理 <p><u>第4章 緑化協議</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公共建築物・学校、公園・緑地の緑化協議 緑化協議の対象、緑化の協議及び手続きについて、緑化協議の手順 2. 道路・交通広場、河川等の緑化協議 緑化協議の対象、緑化協議について、緑化協議の手順 <p><u>資料編</u></p>
<p>出典</p>	<p>所沢市ホームページ「公共施設緑化ガイドライン」 参考 URL : http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/seikatukankyo/midori/ryokuka/shizen_ryokka_guideline.html</p>

事例⑬ 河内長野市公園緑化協会

施策事例⑬-1 河内長野パーク&グリーンライフ

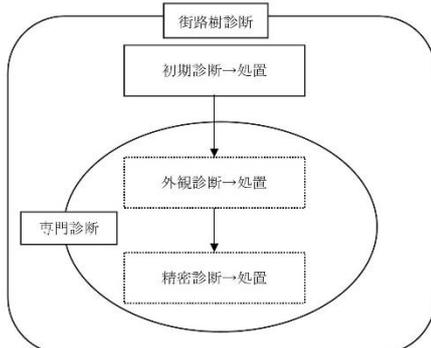
<p>施策実施の背景・目的</p>	<p>公園利活用に参加している市民の皆さんの生の声や表情を伝え、市民の目線で公園で繰り広げられている多様な楽しみを発信することで、共感し仲間として参加したくなるような広報冊子を作成。</p>
<p>内容</p>	<p>① 開始時期：2015 年4月 ② 体制：発行：河内長野市公園緑化協会 ③ 頻度：年 1 回 ④ 場所：なし ⑤ 内容： 利活用プログラムの紹介や活動団体の紹介、利活用の方向性、協会による活動支援内容、河内長野市の公園マップ等を取り上げ、利活用における参加方法の間口の広さを PR することで、新たな市民の参加のきっかけづくりを目指し発信した。 ⑥ 運営形態の模式図</p> <div data-bbox="343 683 1029 1131"> </div> <div data-bbox="359 1142 1380 1892"> </div> <p>市内の活動団体に、Q&Aの形で利活用するうえでの醍醐味などを質問紹介</p>
<p>出典</p>	<p>河内長野市公園利活用基本計画 参考 URL : http://kawachinagano-park.or.jp/foundation/disclosure/data/kawachinaganoshikouenrikathuyoukihonkeikaku.pdf</p>

事例⑭ 東京都

施策事例⑭-1 パークマネジメントマスタープラン/公園別マネジメントプラン

<p>施策実施の背景・目的</p>	<p>従来の都立公園の整備や行政主導の管理手法から脱皮し、経営的視点・利用者の視点に立って、より質の高い公園サービスを提供する「パークマネジメント」へ転換すべきという考えから、先駆的な取組みの流れを発展させ、公園の新しい魅力や可能性を発掘する事業を実施し、結果を評価して継続的に改善を行うことにより、時代のニーズにあった顧客満足度の高い公園経営を実践することがパークマネジメントマスタープランの目的です。</p> <p>今後はこれに従い、規制から緩和へ、自己完結から連携へ、行政主導から協働へといった改革に取組み、より開かれた公園緑地行政を目指していきます。</p>
<p>内容</p>	<p>東京都は、平成 15 年 6 月の東京都公園審議会答申「今後の都立公園の整備と管理のあり方」を踏まえ、翌 16 年 8 月に「東京が切り拓く新時代の公園経営を目指して」と題したパークマネジメントマスタープラン（以下「マスタープラン」と表記）を策定しました。また、都立 77 公園の公園別マネジメントプランを策定し、パークマネジメントを本格的に開始しました。</p> <p>パークマネジメントとは、東京が目指す公園づくりの基本理念と目標を達成するため、従来の行政主導の事業手法から転換し、都民・NPO・企業と連携しながら都民の視点にたって整備、管理していくものであり、誰からもわかりやすい目標設定、多角的な視点による事業展開、結果の評価による継続的な改善を行っていくことです。</p> <p>「パークマネジメントマスタープラン」の内容</p> <p>■基本理念</p> <p>基本理念 1：生命を育む環境を次世代に継承する公園 基本理念 2：都市の魅力を高める公園 基本理念 3：豊かな生活の核となる公園</p> <p>■目標の実現に向けた 10 のプロジェクト</p> <p>プロジェクト 1：丘陵地等保全・活用広域連携プロジェクト プロジェクト 2：水と緑の骨格軸形成プロジェクト プロジェクト 3：自然とのふれあいプロジェクト プロジェクト 4：都立公園の千客万来プロジェクト プロジェクト 5：都心の緑のネットワーク推進プロジェクト プロジェクト 6：防災ネットワーク推進プロジェクト プロジェクト 7：民間の活力導入促進プロジェクト プロジェクト 8：都立公園の魅力向上プロジェクト プロジェクト 9：都立公園の安全・快適プロジェクト プロジェクト 10：パートナーシップ推進プロジェクト</p> <p>「公園別マネジメントプラン」は、「パークマネジメントマスタープラン」（平成 27 年 3 月改定）における新たな東京の公園づくりの理念や目標、各公園の基本理念や時代の要請、これまでの公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。</p>
<p>出典</p>	<p>東京都ホームページ「パークマネジメントマスタープランについて」 http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/park/tokyo_kouen/parkmanagement/index.html</p>

施策事例⑭-2 平成26年度街路樹診断マニュアル 東京都建設局公園緑地部

<p>施策実施の背景・目的</p>	<p>街路樹診断は、活力の衰えた樹木や倒木・幹折れ・枝折れなどの危険性がある樹木を早期に発見して、適切な処置を施すことにより、樹木の健全な育成を図り、樹木による事故を防止することを目的として行うものである。</p> <p>街路樹は「道路法」による「道路の附属物」に位置づけられている。樹木という生き物であることから、老木化により活力が衰退したり腐朽病害などに罹病すると、時に強風などにより倒木・幹折れ・枝折れなどを発生させ、車両や沿道建物、さらには歩行者に被害を与えてしまうなど大きな事故につながる恐れもある。</p> <p>このような問題を未然に防ぎ、より安全・安心で快適な道路空間を維持管理していくためには、道路機能を阻害するような要因は排除していくことが求められており、街路樹診断は道路緑化事業において最も重要で必要性の高い管理作業である。</p>
<p>内容</p>	<p>はじめに</p> <p>2. 街路樹診断の種類と手順 都道における街路樹の診断は、「初期診断」と「専門診断（外観診断・精密診断）」がある。</p>  <p>Ⅰ 街路樹診断の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 目的と必要性 2. 街路樹診断の種類と手順 3. 街路樹診断者の資格 4. 安全管理 5. 禁止事項 6. データの取扱い <p>Ⅱ 街路樹診断・設計編</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 街路樹診断における路線設定 2. 単価設定について 3. 諸経費について 4. 写真撮影方法について 5. 地元及び関係団体との関連 <p>Ⅲ 街路樹診断・診断編</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 初期診断 2. 専門診断（外観診断） 3. 専門診断（精密診断） 4. 専門診断の総合判定、次回診断時期 <p>Ⅳ 処置編</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 処置の方針 2. 処置の方法
<p>出典</p>	<p>東京都ホームページ「平成26年度街路樹診断マニュアル 東京都建設局公園緑地部」 http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/content/000007448.pdf</p>

事例⑮ 名古屋市

施策事例⑮-1 名古屋市公園経営計画の策定

<p>施策実施の背景・目的</p>	<p>「なごや緑の基本計画 2020」のリーディングプロジェクトに記載されている「都市公園の利活用の推進」を図るため、名古屋市における公園経営の基本的な方向性を示すものです。</p> <p>これからの公園行政は、従来から取り組んできた「公園施設の整備と維持管理」にも増して、市民・事業者のニーズを考慮した「公園の利活用」に重点を置いた新たな公園のあり方を見出していくことが必要となっています。</p> <p>公園を市民の重要な資産としてとらえ、市民・事業者・行政のパートナーシップのもと、経営的な手法で公園を最大限に活用していく公園経営の取り組みを推進し、利用者満足度の向上と名古屋の魅力アップをめざします。</p>
<p>内容</p>	<p>■公園経営のあり方</p> <p>＜基本理念＞</p> <p>公園から美しく魅力輝く名古屋を創造する</p> <p>ー利用者満足度の向上と名古屋の魅力アップー</p> <p>＜公園経営の3つの視点＞</p> <p>視点1：みんなが関わり、Win-Winの関係で進める公園経営</p> <p>視点2：公園ごとの特色を育て、地域に生かす公園経営</p> <p>視点3：取り組みの効果をつないで、新しい公園機能を生み出す公園経営</p> <p>市民・事業者・行政それぞれにメリットが感じられる「Win-Winの関係」を構築していきます。市民には快適性向上・参加する喜び・受益の拡大、事業者にはビジネスチャンス・社会貢献の機会創出、行政にはにぎわい創出・維持管理費縮減・新たな財源確保のメリットが期待されます。</p> <p>■基本プロジェクト</p> <p>＜人々をつなぐ公園へ「地域の庭プロジェクト」＞</p> <p>公園を核にした地域コミュニティ活動の推進などによって、公園の利用と愛着を高めます。</p> <p>＜名古屋の誇りとなる公園へ「にぎわい広場プロジェクト」＞</p> <p>「にぎわい広場」を設定し、市民・事業者と協働で公園とまちのにぎわいを創出し、名古屋の魅力を高めていきます。</p> <p>＜人と自然が共生する公園へ「自然の恵みプロジェクト」＞</p> <p>自然とのふれあいやその恵みを実感できる機会を広げ、生物多様性に配慮した協働管理を推進します。</p> <p>＜公園経営の原動力へ「民間活力導入プロジェクト」＞</p> <p>民間事業者の事業参画、市民・事業者からの寄附など、公園経営の取り組みへ民間活力の導入を進めます。</p> <p>※名古屋市の公園経営とは</p> <p>従来の行政主導による維持管理中心の公園管理から脱却し、利用者志向、規制緩和等による市民・事業者の参画の拡大、多様な資金調達とサービスへの還元、経営改善手法の導入など、公園の利活用重視の発想により公園の経営資源を最大限に活用していく新たな管理運営の考え方です。名古屋市においては、市民ニーズを考慮した公園経営を第一とし、公園を「市民の資産」としてとらえ、多くの人々の関わりの中で、市民全体が公園経営の成果を享受できるように「管理する資産」から「経営する資産」へと公園の管理運営のあり方を大きく変革していくものです。</p>
<p>出典</p>	<p>名古屋市ホームページ「名古屋市公園経営基本方針」 http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-3-16-1-0-0-0-0-0-0-0.html</p>

事例⑩ 名古屋市

施策事例⑩-1 Park-PFI 制度の活用 久屋大通公園整備運営事業提案公募設置等

<p>施策実施の背景・目的</p>	<p>都市公園の整備は一定程度進みつつあるものの、その一方で、公園施設の老朽化が進行し、その魅力を十分発揮できていない都市公園も散見されている。人口減少が進み、地方公共団体の財政制約等も深刻化する中で、公園施設を適切に更新し、都市公園の質を向上させることが重要となっている。</p> <p>このような中、平成 29 年に都市公園法が改正され、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の整備、改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」(Park-PFI。以下「P-PFI」という。)が新たに設けられた。</p>																												
<p>内容</p>	<p>■事業内容(事業者公募資料より抜粋)</p> <p>平成 29 年の都市公園法の改正により創設された Park-PFI 制度を導入し、久屋大通公園(北エリア・テレビ塔エリア)内において飲食・売店等の収益施設(以下「公募対象公園施設」という。)を設置するとともに、久屋大通公園(北エリア・テレビ塔エリア)全域にわたり園路や広場等の公園施設(以下「特定公園施設」という。)の整備を行っていただきます。また、整備後は、指定管理者制度を導入し、公園の管理運営を行っていただきます。(省略)事業実施にあたり Park-PFI 制度を導入することで、公募対象施設の収益還元により、特定公園施設整備に係る本市負担が低減されることを期待しております。</p> <p><事業イメージ></p> <p> 利便増進施設 認定計画提出者の負担による設置・管理運営 (都市公園占用許可) 公募対象公園施設 認定計画提出者の負担による整備・管理運営 (公園施設設置許可) </p> <p> 地域への催しの看板・広告塔 飲食・売店等収益施設 久屋大通公園 園路・広場等 駐車場(観光バス乗降場) 北エリア・テレビ塔エリア 収益を整備費等に還元 </p> <p> 特定公園施設 認定計画提出者及び本市負担による整備(公園施設譲渡契約) 駐車場(観光バス乗降場)以外: 認定計画提出者及び本市負担による管理運営(指定管理者の指定) ※行為許可に伴う利用料金は認定計画提出者の収入 駐車場(観光バス乗降場): 認定計画提出者の負担による管理運営(公園施設管理許可) </p> <p><事業期間></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">H30. 3</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">H31. 1</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">H32. 4~7</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">H40. 4</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">H50. 2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; text-align: center;">基本協定の締結</td> <td style="text-align: center;">協議・設計</td> <td style="text-align: center;">工事</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">供用期間(約 18 年程度)</td> <td style="text-align: center;">解体</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">公募対象公園施設の設置許可 (約 9 年 3 ヶ月)</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">公募対象公園施設の設置許可 (約 9 年 11 ヶ月)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現場管理</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">特定公園施設の指定管理(約 17 年 11 ヶ月)</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">公募設置等計画の認定の有効期間(約 20 年)</td> </tr> </table>		H30. 3	H31. 1	H32. 4~7	H40. 4	H50. 2	基本協定の締結	協議・設計	工事	供用期間(約 18 年程度)		解体	公募対象公園施設の設置許可 (約 9 年 3 ヶ月)		公募対象公園施設の設置許可 (約 9 年 11 ヶ月)			現場管理	特定公園施設の指定管理(約 17 年 11 ヶ月)				公募設置等計画の認定の有効期間(約 20 年)					
	H30. 3	H31. 1	H32. 4~7	H40. 4	H50. 2																								
基本協定の締結	協議・設計	工事	供用期間(約 18 年程度)		解体																								
	公募対象公園施設の設置許可 (約 9 年 3 ヶ月)		公募対象公園施設の設置許可 (約 9 年 11 ヶ月)																										
	現場管理	特定公園施設の指定管理(約 17 年 11 ヶ月)																											
	公募設置等計画の認定の有効期間(約 20 年)																												

評価項目	評価の視点
事業の実 施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・「栄地区グランドビジョン」や「久屋大通のあり方」をふまえ、公園の魅力向上が栄地区全体の活性化や都心の回遊性の向上に波及するような事業となっているか ・北エリアにおいて、緑の空間を次世代に継承するような提案となっているか ・テレビ塔エリアにおいては、テレビ塔のシンボル性を強化し、市民や観光客等の多くの人が集い交流できる魅力的な観光拠点となりうるような提案となっているか ・公園と沿道の一体化及び地域等との連携に対する積極的な方策を講ずるとともに、公園拡大等の参考提案内容への発展性を備えているか
実施体制 及び資金 計画	<ul style="list-style-type: none"> ・栄地区の魅力向上につながる事業を実施するために、十分に実行力のある業務実施体制を構えているか ・構成団体の実績は十分であるか ・構成団体の財務体質は健全であるか ・堅実かつ本市への収益還元が可能な資金計画及び収支計画となっているか ・持続的で成長性のある経営計画となっているか
施設の整 備計画	<ul style="list-style-type: none"> ・栄地区の活性化や魅力向上につながる上質な空間となるような施設の業種・業態、デザイン及び仕様であるか ・緑や名古屋テレビ塔などの景観に配慮した公園ランドスケープが提案されているか ・公園や栄地区の集客性の向上に資するような独自性の高い提案となっているか ・地上と地下の連続性の強化や、公園と沿道の一体化に資する配置計画となっているか ・災害時等における広域避難場所として防災機能を強化した提案となっているか ・高齢者、子ども連れ、障害者及び要介護者の方々などにも配慮し、誰もが気軽に利用できるような整備計画となっているか
施設の管 理運営計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・栄地区の活性化や魅力向上につながる上質な空間となるような管理運営計画となっているか ・各エリアの再生方針や周辺環境などの特性を踏まえながら、イベント開催等による賑わいや集客性の向上、憩いや市民活動等の日常的な利用に資する広場等の有効活用策が講じられているか ・平常時及び災害時における安全・安心に配慮した管理運営計画となっているか ・高齢者、子ども連れ、障害者及び要介護者の方々などにも配慮し、誰もが気軽に利用できるような管理運営計画となっているか ・樹木の適正な管理に必要な対策が講じられているか ・エリアマネジメントを推進するために、関係施設所有者や地域等との連携方策が提案されているか
価額提案	<ul style="list-style-type: none"> ・特定公園施設の建設における本市負担額をどれだけ軽減しているか ・特定公園施設の指定管理における本市負担額をどれだけ軽減しているか ・公募対象公園施設の設置許可使用料をどれだけ増額しているか
出典	<p>名古屋市ホームページ「久屋大通公園（北エリア・テレビ塔エリア）整備運営事業提案公募設置等指針 平成29年10月（平成29年11月 修正版）」 http://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/cmsfiles/contents/0000098/98756/koboyoko(kobotousettisisin)_miekesi.pdf</p>

事例⑰ 札幌市

施策事例⑰-1 「札幌市公園整備方針」(案)の策定

<p>施策実施の背景・目的</p>	<p>「みどりの基本計画」の柱4「公園の魅力の向上」を実現するため、公園の整備に関する項目について総合的に整理した上で、施策を具体化していくことを目的とした「札幌市公園整備方針」の案についてとりまとめています。</p>										
<p>内容</p>	<p>■現状と課題 公園の量が一定程度充実してきている一方で、「地域間の身近な公園の偏り」「公園施設の老朽化の進行」「ニーズの変化と機能重複」等の課題が生じている。</p> <div data-bbox="1034 409 1394 701" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>札幌市みどりの基本計画</p> <p>柱4 公園の魅力の向上 推進プログラム【施策の方向性】 (整備に関する項目)</p> <p>札幌市公園整備方針</p> <p>総合的に整理 ・他分野との連携・整備手法の選択・時を経て得た魅力の評価 等</p> <p>施策の具体化</p> <p>施策の実施</p> </div> <p>■公園の新規整備、拡張、統合、機能特化について</p> <p>公園の配置の将来像を実現するための、「新規整備」「拡張」「統合」の施策を示します。</p> <div data-bbox="483 817 1289 1196" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>将来像</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">公園の必要性が高い地域 未充足を解消</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">公園が密集している地域 機能を分担するか、密集状態が解消</td> </tr> </table> <p>施策</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">公園が全くない地域</td> <td style="width: 25%;">狭小公園がある地域</td> <td style="width: 25%;">統合の費用対効果が高い場合</td> <td style="width: 25%;">統合の費用対効果が高い場合</td> </tr> <tr> <td>(1)新規整備【P31】 街区公園に限って、新しく公園をつくる。</td> <td>(2)拡張【P35】 街区公園に限って、既存の公園を広げる。</td> <td>(3)統合【P36】 既存の複数の公園を合わせて1つの公園をつくる。</td> <td>機能分担（「種類」の施策【P39】） 公園自体はそのままに、機能を変化させて、重複を解消する。</td> </tr> </table> </div> <p>※「廃止」(既存の公園を無くす、縮小する)については、都市公園法第 16 条によりみどりに廃止してはならないとされており、本方針では検討しません。</p> <div data-bbox="475 1317 1299 1832" style="text-align: center;"> </div> <p>【機能特化公園の整備イメージ (全面再整備・藻岩こころ公園・南区・338 m²)】 ※「やすらぎ」機能に特化した整備</p>	公園の必要性が高い地域 未充足を解消	公園が密集している地域 機能を分担するか、密集状態が解消	公園が全くない地域	狭小公園がある地域	統合の費用対効果が高い場合	統合の費用対効果が高い場合	(1)新規整備【P31】 街区公園に限って、新しく公園をつくる。	(2)拡張【P35】 街区公園に限って、既存の公園を広げる。	(3)統合【P36】 既存の複数の公園を合わせて1つの公園をつくる。	機能分担（「種類」の施策【P39】） 公園自体はそのままに、機能を変化させて、重複を解消する。
公園の必要性が高い地域 未充足を解消	公園が密集している地域 機能を分担するか、密集状態が解消										
公園が全くない地域	狭小公園がある地域	統合の費用対効果が高い場合	統合の費用対効果が高い場合								
(1)新規整備【P31】 街区公園に限って、新しく公園をつくる。	(2)拡張【P35】 街区公園に限って、既存の公園を広げる。	(3)統合【P36】 既存の複数の公園を合わせて1つの公園をつくる。	機能分担（「種類」の施策【P39】） 公園自体はそのままに、機能を変化させて、重複を解消する。								
<p>出典</p>	<p>札幌市ホームページ「「札幌市公園整備方針」(案)の策定について」 http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/forest/skeika/toushin/kouenseibihoushin.html</p>										

事例⑩ さいたま市

施策事例⑩-1 公共用地における樹木等の管理ガイドライン

<p>施策実施の背景・目的</p>	<p>公園の樹木や街路樹などの公共用地における樹木等は、市民の目に触れやすく身近な緑であり、「安らぎ」や「癒し」などの心理的效果を与えるとともに、良好な景観形成や大気の浄化、延焼防止など都市環境の観点からも重要な緑となっている。</p> <p>しかし一方で、植栽後年数が経過し、老木化や大木化が進んでいる樹木等もあり、腐朽による倒木などの危険性の高まりや、根上りによる通行への支障などの問題が発生してきている。また、枝葉の繁茂による落葉の増加や日当りの悪化、さらには市の財政状況等も関係し、樹木がぶつ切り（強剪定）にされ、本来の機能や樹形が失われた状態になっている場合がある。こうした状況を踏まえ、都市緑化の重要な要素である公共用地における樹木等の本来の役割と機能を再認識し、市として統一的な考えのもと樹木等の維持管理を行うことを目的に、樹木管理の基本的な考え方を示したガイドラインを策定する。</p>
<p>内容</p>	<p>はじめに</p> <p>第1章 樹木管理の基本</p> <p>1.1 樹木の性質</p> <p>1.1.1 樹木の特徴</p> <p>1.1.2 生育のサイクル</p> <p>1.2 剪定</p> <p>1.2.1 剪定の目的</p> <p>1.2.2 剪定の時期</p> <p>1.2.3 剪定の対象となる枝</p> <p>1.2.4 剪定の種類</p> <p>1.2.5 剪定の方法</p> <p>1.3 枯損木・支障木の対策</p> <p>1.3.1 枯損木・支障木の影響</p> <p>1.3.2 枯損木・支障木の処理</p> <p>1.4 維持管理方針の協議・検討</p> <p>1.4.1 実施に向けた協議・検討事項</p> <p>1.4.2 実施にあたっての留意事項</p> <p>第2章 公園編</p> <p>2.1 公園樹木の役割</p> <p>2.1.1 公園樹木の機能と効果</p> <p>2.2 公園樹木の管理の基本方針</p> <p>2.2.1 その公園に合った樹姿の管理</p> <p>2.2.2 防犯を意識した環境づくり</p> <p>2.2.3 周辺環境との調和</p> <p>第3章 緑地編</p> <p>3.1 緑地の役割</p> <p>3.1.1 緑地の機能と効果</p> <p>3.2 緑地の管理の基本方針</p> <p>3.2.1 樹林をまとまりとして管理</p> <p>3.2.2 適度な明るさを確保できる樹林密度</p> <p>3.2.3 周辺環境との調和</p> <p>3.3 緑地の管理方法</p> <p>3.3.1 間伐</p> <p>3.3.2 枝打ち</p> <p>3.3.3 下草刈り</p> <p>3.3.4 補植</p> <p>3.3.5 その他の管理</p> <p>3.4 緑地の維持管理方針の協議・検討</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>○剪定により、公園内の見通しが改善された例</p>  <p>剪定前</p>  <p>剪定後</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>○剪定により、道路への枝葉の越境が解消された例</p>  <p>剪定前</p>  <p>剪定後</p> </div> </div>
<p>出典</p>	<p>さいたま市ホームページ「公共用地における樹木等の管理ガイドライン」 http://www.city.saitama.jp/001/010/019/001/p012111_d/fil/jumokukanrigaido.pdf</p>

事例⑱ 八尾市

施策事例⑱-1 さくら基金

施策実施の背景・目的	市民に長く親しまれ愛されてきた玉串川や長瀬川などの桜は、樹齢 50 年を迎えようとしています。多くの木に枯損や衰弱が目立ちはじめています。「さくら基金」はこれらの桜を守り、育てていくために創設しました。
内容	<p>平成 26 年 4 月 1 日付で「八尾市さくら基金条例」が施行されました。</p> <p>■基金の活用 桜の植え替えや剪定など維持管理にかかる経費、桜の健全度調査にかかる経費に使用します。</p> <p>■尾市さくらマイメッセージについて 『八尾市さくらマイメッセージ』は、『がんばれ八尾応援寄附金』への寄附を通じて、桜への思いを記したメッセージプレートを設置するもので、行政・市民・企業等が心をひとつにして桜の再生・保全に取組み、親しみや潤いがある“誇れるわがまちづくり”の推進をめざしています。</p> <div data-bbox="395 689 853 1008"></div> <div data-bbox="885 689 1337 1137"></div> <p>・メッセージプレートは、八尾市が所有し設置及び管理します。 ・メッセージプレートについては、設置後3年で取り外させていただきます。 ・個人の場合も法人の場合も、寄附金には税の優遇措置があります。</p>
出典	八尾市ホームページ「さくら基金」 http://www.city.yao.osaka.jp/0000025134.html

事例⑳ 吹田市

施策事例⑳-1 花とみどりの情報センター

<p>施策実施の背景・目的</p>	<p>吹田市花とみどりの情報センターは、園芸や緑化の相談や講習会を行い、花とみどりによるやすらぎと潤いのある生活を提案します。 また、みどりのまちづくりに関して、市民の“やりたい”を実現するための仕組みを調査研究し、情報発信しています。</p>
<p>内容</p>	<p>吹田市では、平成 8 年（1996 年）に江坂花とみどりの情報センター、平成 24 年（2012 年）に千里花とみどりの情報センターを設置しました。花とみどりの情報センターでは、みどりに関する情報の収集と提供、講習会と展示会の開催、相談と指導を行うほか、講習室、会議室、展示スペースの貸出しを行うなど、花とみどりに関する情報の普及を図るとともに、花とみどりにふれあう市民相互の交流の場を提供しています。近年は、公募による「指定管理者制度」を導入した管理運営を行っており、市民サービスの一層の向上と管理運営費の節減に努めています。</p> <p>今後、江坂花とみどりの情報センターを「園芸緑化情報を通じたみどりの普及・啓発施設」、千里花とみどりの情報センターを「調査・研究情報を通じたみどりのまちづくり実践型シンクタンク施設」と位置付け、両施設による機能連携のもと管理運営します。本計画を実践していくための具体的な調査・研究、地域の公園・緑地や道路のみどりなどを主体的に維持管理・運営管理する市民ボランティアの育成、市民ボランティアで構成する組織の支援、プラットフォーム型の市民参画・協働によるみどりのまちづくり推進組織の設立・運営などに取り組み、両施設の機能の充実を進めます。</p> <p>※平成 28 年 4 月 1 日より千里花とみどりの情報センターと江坂花とみどりの情報センターは株式会社日比谷アメニスが指定管理者として管理運営しています。</p>
<p>出典</p>	<p>吹田市ホームページ「花とみどりの情報センター」 http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-doboku/kouenmidori/hanacenter.html はなとみどりの情報センターホームページ「はなみど」 http://www.suitahanamido.com/</p>



江坂花とみどりの情報センター

事例② 福山市

施策事例②-1 バラのまちづくり

<p>施策実施の背景・目的</p>	<p>■福山市ばらのまち条例 2015年9月18日に「福山市ばらのまち条例」を制定しました。この条例は、市民と行政が一体となってばらのまちづくりを進め、平和の尊さや心の豊かさが実感できる活力ある福山の実現をめざしています。 これからもこの条例を基本にばらのまちづくりを進め、市民の皆さんが身近にばらに親しめるよう、普及活動や福山のばらの歴史についての学習、ばらを通じた都市ブランドの向上などに取り組んでいきます。 また、5月21日を「ばらの日」として定め、ばらを贈る習慣を広めるなど、ばらに込められた思いや願いを次の世代に伝えていけるよう取り組んでいきます。</p>
<p>内容</p>	<p>■ばらのアクションプラン みんなの「ばら」 100万本プロジェクト 2010年（平成22年）3月、「100万本のばらのまち 福山」の実現に向けて、ばらのまちづくりに関する行動計画「ばらのアクションプラン」を3月に策定しました。このプランは、「ばら」を通じたまちづくりを市民・団体・事業者・行政との協働によって行うことで、「ばらの咲き誇るまち」を実現し、市民一人ひとりが「ばら」に対する想いを共有し、2016年（平成28年）に迎える市制施行100周年に向けて、ばらの植栽本数100万本をめざすものです。 このプランに基づいて2016年（平成28年）5月21日「ばらの日」に100万本のばらのまちを実現しました。</p> <p>■ばらの日結婚祝福事業 ばらの日結婚祝福事業 「ばらの日」（5月21日）に婚姻届を提出した夫婦を祝福し、ばらの花束を贈呈しています。</p> <p>■ばら苗配布事業 ばら苗配布事業の様子ばらづくりの輪を広げるため熱意ある市民、団体等に1992年度（平成4年度）より無料でばら苗を配布しています。</p> <p>■ばら花壇コンクール ばら花壇コンクールの様子地域でのばらづくりの成果を競い、ばらのまちづくりを推進するため、ばら花壇コンクールを1969年度（昭和44年度）から毎年、実施しています。</p> <p>■ばら写真コンテスト 2016年度（平成28年度）受賞作「ばらの咲く街角」1995年度（平成7年度）から市の花「ばら」の普及・啓発を目的に、「ばらの花」をテーマとした写真コンテストを実施しています。</p> <p>■駅前大通りばら花壇 駅前大通りばら花壇整備の様子駅前大通り（国道2号郵便局前交差点から、はるやま前交差点まで）、国立医療センター前通り（はるやま前交差点からエネオス土居石油前交差点まで）にばら花壇（大型プランター）を設置し、ばらの花咲く大通りづくりをすすめています。ばら花壇は、周辺の町内会や事業所のみなさんにオーナーとして管理していただいています。</p> <p>■せんだい講習会 せんだい講習会の様子1973年度（昭和48年度）に、「花づくり講習会」として始まり、以降毎年行われています。美しいばらを育てる上で大切なせんだいの技術習得のため、春・秋・つるばらなど季節に合わせて実施しています。</p> <p>■接ぎ木講習会 接ぎ木講習会の様子家庭や地域で身近にばらづくりが推進されるよう、接ぎ木の技術を普及させるため、1974年（昭和49年）から、地域の方々と連携を取りながらばら普及員による講習会を開催しています。</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>出典</p>	<p>福山市ホームページ「ばらのまちづくり」 http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/rosetownfukuyama/22285.html</p>



事例② 京都市

施策事例②-1 公園施設等におけるネーミングライツの導入

<p>施策実施の背景・目的</p>	<p>京都市では、自らが実施主体となろうとする市民や事業者の皆様から、ネーミングライツに関する提案を常時受け付ける「京都市ネーミングライツ市民等提案制度」を創設し、市民や事業者の皆様の柔軟な発想を生かしたネーミングライツ導入の取組を推進しています。</p>																			
<p>内容</p>	<p>■提案の対象 本市が保有する施設又は本市が実施するイベント等（施設等）の中から提案者が任意に選択できます。ただし、市役所、区役所などの庁舎、学校、病院、市営住宅は除きます。</p> <p>■募集する提案 提案者自らがネーミングライツの付与を希望する提案を募集します。ただし、「京都市ネーミングライツ実施要綱」に抵触する提案はできません。</p> <p>■提案者の資格 提案者は、提案内容を自ら主体となり実施する個人、法人及びその他団体（共同提案も可能です。）とします。（別途資格要件があります。詳しくは「実施要領」で御確認ください。）</p> <p>■公園施設等における事例</p> <table border="1" data-bbox="339 770 1412 1200"> <thead> <tr> <th data-bbox="347 770 517 837">対象施設</th> <th data-bbox="525 770 724 837">ネーミングライツ名称</th> <th data-bbox="732 770 916 837">契約相手方</th> <th data-bbox="924 770 1163 837">契約期間</th> <th data-bbox="1171 770 1404 837">契約金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="347 848 517 1016">深草西浦中公園</td> <td data-bbox="525 848 724 1016">JCL 西浦中公園</td> <td data-bbox="732 848 916 1016">株式会社 JCL</td> <td data-bbox="924 848 1163 1016">10年間 (平成25年4月～平成35年3月)</td> <td data-bbox="1171 848 1404 1016">総額300万円 (初年度255万円、次年度以降5万円/年)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1028 517 1196">岡崎グラウンド西南角公衆トイレ</td> <td data-bbox="525 1028 724 1196">舞妓体験処(まいこたいけんどころ)「心」のトイレ</td> <td data-bbox="732 1028 916 1196">株式会社豊かな気持ち</td> <td data-bbox="924 1028 1163 1196">3年間 (平成28年4月～平成31年4月)</td> <td data-bbox="1171 1028 1404 1196">総額30万円 (10万円/年)</td> </tr> </tbody> </table>					対象施設	ネーミングライツ名称	契約相手方	契約期間	契約金額	深草西浦中公園	JCL 西浦中公園	株式会社 JCL	10年間 (平成25年4月～平成35年3月)	総額300万円 (初年度255万円、次年度以降5万円/年)	岡崎グラウンド西南角公衆トイレ	舞妓体験処(まいこたいけんどころ)「心」のトイレ	株式会社豊かな気持ち	3年間 (平成28年4月～平成31年4月)	総額30万円 (10万円/年)
対象施設	ネーミングライツ名称	契約相手方	契約期間	契約金額																
深草西浦中公園	JCL 西浦中公園	株式会社 JCL	10年間 (平成25年4月～平成35年3月)	総額300万円 (初年度255万円、次年度以降5万円/年)																
岡崎グラウンド西南角公衆トイレ	舞妓体験処(まいこたいけんどころ)「心」のトイレ	株式会社豊かな気持ち	3年間 (平成28年4月～平成31年4月)	総額30万円 (10万円/年)																
<p>出典</p>	<p>京都市ホームページ「京都市ネーミングライツ市民等提案制度」 http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000124915.html</p>																			

事例⑳ 富山市

施策事例⑳-1 街区公園コミュニティガーデン事業

<p>施策実施の背景・目的</p>	<p>街区公園において、新たにコミュニティガーデンを整備し、高齢者の外出機会や生きがいを創出するとともに、地域住民で収穫の喜びを分かち合うことで、地域コミュニティの再生を図る事業です。</p>
<p>内容</p>	<p>■整備内容</p> <p>従来から雑草の増殖や不法投棄が絶えなかった空き地を無償で借り上げ、コミュニティガーデンとして整備。</p> <p>菜園では、地域住民が花や農作物を育てるとともに、地域住民の交流の場として、ソーシャルキャピタル（社会的絆）の醸成を図る。</p> <div data-bbox="379 548 1396 1303" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">質の高い魅力的な市民生活づくり <ソーシャルキャピタルの醸成></p> <p style="text-align: center;">《街区公園コミュニティガーデン事業》</p> <p style="text-align: center;">中心市街地の街区公園において、新たにコミュニティガーデンを整備し、高齢者の外出機会や生きがいを創出するとともに、地域コミュニティの再生を図る</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>【整備前】</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【整備後】</p> </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <p><整備箇所> 芝園町二丁目公園 南新町公園 中野新町公園</p> <p><供用開始> 平成25年4月(3箇所)</p> <p><面積> 1箇所あたり 50㎡</p> <p style="font-size: small;">COMPACT CITY TOYAMA -56-</p> </div>
<p>出典</p>	<p>富山市ホームページ「街区公園コミュニティガーデン事業」 http://www.city.toyama.toyama.jp/kensetsubu/koenryokuchika/communitygarden_2.html</p>

事例⑭ 芦屋市

施策事例⑭-1 芦屋市における公園での地域コミュニティ活動事例

<p>施策実施の背景・目的</p>	<p>時代とともに変化するニーズがいろいろある中で、市内全部の公園をすべての人が満足できる場所に作りかえていくことは、難しいのが現状です。そのため、公園を利用する皆さんが、今ある公園を貴重なオープンスペースとして捉え、気持ちよく利用するためには、利用者どうして譲り合う気持ちを持つことや利用マナーを守ることが大切です。</p>	
<p>内容</p>	<div data-bbox="363 405 831 481"> <p><i>Spring</i> 芦屋市東山町自治会×東山町自治会祭り ~2017.5.14~</p> </div> <div data-bbox="379 504 582 772"> <p>東山町自治会は、「地域住民の絆づくり」のため、東山北公園で第2回の祭りを開催。 芦屋市消防、防災安全課・尼崎信用金庫さんが防災関連のブースを出し、いざという時の備えや災害時要援護者の避難等の動きを確認しました。 ステージでは、和太鼓演奏・マジックショー・月琴八斗さんの落語が行われ、輪投げ・軽食などの縁日もあり、大いに盛り上がりを見せていました。</p> </div> <div data-bbox="598 488 831 772">  </div> <div data-bbox="379 795 831 1064">  </div>	<div data-bbox="906 405 1374 481"> <p><i>Summer</i> 星空映画会実行委員会×星空映画会 ~2017.8.26~</p> </div> <div data-bbox="922 504 1125 772"> <p>平成16年から芦屋市総合公園で毎年開催されている星空映画会。夏の夜に芝生の上でシートを広げて、映画を鑑賞。上映が始まる日没まで、持ち寄ったお弁当を食べる家族や、芝生の上を駆け回る子どもたちでにぎわいました。 広いスペースを活用して、夏休みのひと時にたくさん子どもたちが参加でき、親子で触れ合える地域交流のイベントを開催しています。</p> </div> <div data-bbox="1141 488 1374 772">  </div> <div data-bbox="922 795 1374 1064">  </div>
<p>みなさんも地域交流の場として公園を活用してみませんか？ 普段公園にあまり行かない人も、地域の憩いや交流の場として足を運んでみませんか？</p>		
<div data-bbox="363 1198 831 1265"> <p><i>Autumn</i> 西浜公園を楽しむ会×西浜公園紅葉コンサート ~2017.11.11~</p> </div> <div data-bbox="379 1288 582 1534"> <p>「メンバーは高齢者が多いですが、精力的に活動しています。広い西浜公園をみんなで清掃しています。」西浜公園を楽しむ会は、清掃活動だけでなく、保育所・幼稚園の子どもたちと自然観察をするなど、定期的にいろいろなイベントを行い、世代間の交流の場として公園を活用しています。紅葉コンサートは、毎年紅葉の季節に、潮見中学校の吹奏楽部のみなさんを招いて開催しています。</p> </div> <div data-bbox="598 1272 831 1534">  </div> <div data-bbox="379 1556 831 1848">  </div>	<div data-bbox="906 1198 1374 1265"> <p><i>Winter</i> 親水公園ファン倶楽部×Xmas ステージ&灯籠流し ~2017.12.10~</p> </div> <div data-bbox="922 1288 1125 1534"> <p>蒲屋に住む家族の父親を中心に「この地域の子どもたちの交流の場をつくりたい」との思いから結成された親水公園ファン倶楽部。Xmasステージ&灯籠流しは、地域のつながりを作ることを目指して、今年で4回目。ツリーや灯籠は子どもたちと身近な材料を使って作りました。このイベントが交流のきっかけになればと思います。</p> </div> <div data-bbox="1141 1272 1374 1534">  </div> <div data-bbox="922 1556 1374 1848">  </div>	
<p>出典</p>	<p>芦屋市ホームページ「広報あしや」 http://www.city.ashiya.lg.jp/kouhou/kensaku/h30/documents/2018020105.pdf</p>	

事例⑳ 国土交通省近畿地方整備局大和河川事務所

施策事例⑳-1 魚のすみやすい川づくり

<p>施策実施の背景・目的</p>	<p>近年、水質改善に向けた取り組みの効果もあり、大和川の水質は環境基準レベルまで改善されています。これに伴い、下流でもアユの産卵場所や仔アユの姿が確認され、魚のすみやすい生息環境が整いつつあります。しかし、その一方で魚が遡上しにくい場所や魚道のないところもこのっています。川の上下流を移動しながら成長する魚の移動を妨げ、生息域を分断することがないようにさまざまな取り組みを進めています。</p> <p>さらに、大和川には上流の山間部から大阪湾にいたるまで生物相に連続性があることを考え、多様な動植物を育む干潟や瀬、淵、水際植生、河畔林などの定期的なモニタリングを行いながら、動植物の一生を支える生息、生育、繁殖環境を守るために自然環境の保全、再生に努めています。</p>
<p>内容</p>	<p>■ 柏原堰堤の魚道整備</p> <p>大和川本川の直轄管理区間で唯一の横断工作物である柏原堰堤では、既設魚道が急勾配で魚の遡上を助ける機能を十分に果たしていませんでした。このため、新たに魚道を整備し、魚が遡上しやすい魚道の整備を進めています。</p> <div data-bbox="399 705 1340 1198"> <p>・勾配が1:8と非常に急勾配 ・側壁からの越水、プール内の乱流が魚の遡上の原因に</p> <p>(既存魚道の拡大写真)</p> <p>整備前</p> <p>整備後</p> </div> <p>■ 井堰への魚道設置、樋門の落差解消にむけて</p> <p>佐保川、飛鳥川には魚道のない堰があり、アユやウグイ等の 遡上・移動の妨げとなっています。また、大和川、佐保川に流入する水路では、本流水位との落差や樋門の落差が生じ、ナマズ、メダカ等の移動を阻害しています。そのため、落差解消に向けた取り組みを検討しています。</p> <div data-bbox="295 1388 1396 1579"> <p>長安寺井堰 城井井堰 天井川樋門の落差 珊瑚珠川合流部の落差 不毛田樋門の落差</p> </div>
<p>出典</p>	<p>大和川河川事務所ホームページ「大和川の水環境 河川環境整備の取り組み」 https://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/environment/approach/maintenance/fishway.html</p>

事例②⑥ その他（民間企業等）

施策事例②⑥-1 アーモンドフェスティバル

施策実施の背景・目的	東洋ナッツ食品株式会社の工場敷地内に植栽されている、自社商品の原材料にもなるアーモンドの木の開花時期に合わせて敷地開放を行い、花見イベントとして地域住民へ開放されています。
内容	<p>桜の花に似たとってもきれいな花をつけるアーモンド。 その花を皆さんにもご覧いただきたくて、 1986年より当社では毎年3月にアーモンドフェスティバルを開催しております。</p> <p>今では神戸の春の風物詩のひとつとして、 たくさんの方々に楽しんでいただけるようになりました。</p> <p>アーモンドを使った料理の出店、揚げたてのアーモンドの販売、ちびっ子にはぬり絵、 つきたてのふるまい餅など色々な催しを提供致しております。</p> <p>皆様のご来場をお待ちしております。</p> 
出典	東洋ナッツホームページ「第29回アーモンドフェスティバル」 http://www.tons-cafe.jp/almond-festival/